

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/4/9

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械、ROBOMACHINE)	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
1	●	●	●	○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(19次締切)		2025年2月14日(金)～2025年4月25日(金)17時 ※申請開始日は2025年4月11日(金)17時	製品・サービス高付加価値化枠: 2,500万円 グローバル枠: 3,000万円 ※大幅賃上げに係る補助上限額上げの特例として、従業員数に応じて補助上限額を最大1,000万円引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	{製品・サービス高付加価値化枠} ・中小企業: 1/2、 ・小規模企業者・小規模事業者: 2/3 ・再生事業者: 2/3 [グローバル枠] ・中小企業: 1/2、 ・小規模企業者・小規模事業者: 2/3 ※最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例として、補助率を2/3に引き上げます。詳細は公募要領をご参照ください。	中小企業・小規模事業者等	○基本要件 中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、 ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が、事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上又は給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上の増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。 ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。 ※各々の枠について基本要件に加えて、それぞれ別途追加要件があります。詳細は公募要領をご参照ください。	○製品・サービス高付加価値化 に資する革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な経費等に資する経費の一部を補助する事業を行うことにより、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。 対象事業) ①製品・サービス高付加価値化枠: 革新的な新製品・新サービス開発※の取り組みに必要な設備・システム投資等を支援 ②グローバル枠: 海外事業※を実現し、国内の生産性を高める取り組みに必要な設備・システム投資等を支援	・製品・サービス高付加価値化枠: 交付決定日から10ヶ月(ただし、採択発表日から12ヶ月後の日まで) ・グローバル枠: 交付決定日から12ヶ月(ただし、採択発表日から14ヶ月後の日まで)	https://portal.msp.go.jp/ https://about.bto.jp/	○問合せ先: ものづくり補助金事務局 サポートセンター
2				○	なし	生産性向上・新商品開発	国内	IT導入補助金2025 <通常枠>(1次締切)		2025年3月31日(月)～2025年5月12日(月)	1/2プロセス以上: 150万円未満 4/2プロセス以上: 450万円以下	1/2 以内 ※3か月以上、地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が全従業員の30パーセント以上であることを示した場合は、2/3以内	中小企業者・小規模事業者等	○ITツールの要件 申請者は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。 ○交付申請の最近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 ○GPIXIDプライムを取得していること。 ○独立行政法人情報処理推進機構(DPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行うこと。また、官民連携の協定に基き事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構(DPA)と共有することに同意すること。 ○国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構(中基機構)その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として含めないこと。 ○補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。 ①1年後に労働生産性を3パーセント以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠(A・B類型)又はデジタル化基盤導入枠(複数連携IT導入類型)若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を1年後に4パーセント以上向上させること。 ②事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率が3パーセント以上とすること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠(A・B類型)又はデジタル化基盤導入枠(複数連携IT導入類型)若しくはIT導入補助金2024の通常枠又は複数連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率が4パーセント以上とすること。 ③生産性向上の目標が実現可能かつ合理的であること。 ○IT導入支援事業者と確認を行ううえで、生産性向上に係る情報(営業利益、人員費、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金(事業場内で最も低い賃金)等)を事務局に報告すること。 他の要件など、詳細は公募要領を参照ください。	本事業は、中小企業・小規模事業者等が今後3年間にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入)等に対応するため、生産性向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業に資する経費の一部を補助することにより、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることを目的とする。 IT導入補助金のスキーム) IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業体となり、IT導入補助金事務局に対して各種申請を行う。 ※IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に遂行するための支援を行う事業者を指す。事務局に登録申請を行い、事務局にてその適格性が審査された結果、採択された者を行う。 ※ITツールとは、ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上に資するソフトウェア、オプション・設備、ハードウェアの総称を指す。	交付決定後→2025年12月26日	https://it.bto.go.jp/ https://about.bto.jp/	○問合せ先: サービス等生産性向上IT導入支援事務局
3	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型通常枠>(第17回)	一般型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17時締切 ※事業支援計画書発行の受付締切: 2025年6月3日(火)	50万円 ※インボイス特例: 最大50万円上乗せ ※賞金引上げ特例: 最大150万円上乗せ ※上記特例を両方満たす場合、最大200万円上乗せ	2/3 (賞金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4)	○小規模事業者等 ○商工会議所、商工会の各管轄地域内で事業を営んでいること。 ○小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。 ○小規模事業者持続化補助金<創業型>第1回公募に申請中の事業者ではないこと。	○インボイス特例および賞金引上げ特例の適用要件について公募要領を参照。 ○補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。(※詳細は公募要領を参照) (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること (4)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的返還保証・介護保険からの診療報酬・介護報酬、認定資格取得制度等)と同一又は類似内容の事業 ・本事業の終了後、概ね1年以内に売上上げにつながることで見込まれない事業 ・産業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく商売を始めるなど、新たに取組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)である事業	小規模事業者および一定要件を満たす特定非営利活動法人(以下「小規模事業者等」という。)が今後3年間にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革、被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイスの導入等)等に対応するため、小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。 本補助金事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな販路開拓の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに資する経費の一部を補助するものです。	交付決定日から2026年7月31日まで	https://it.bto.go.jp/btoinfo/info/	○問合せ先: 商工会議所地区:小規模事業者持続化補助金事務局<一般型> 商工会連合会:管轄の地方事務局
4	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	国内	令和6年補正予算小規模事業者持続化補助金<創業型>(第1回)	創業型	2025年5月1日(木)～2025年6月13日(金)17時締切 ※事業支援計画書発行の受付締切: 2025年6月3日(火)	200万円 ※インボイス特例: 最大50万円上乗せ	2/3	○小規模事業者等 ○商工会議所、商工会の各管轄地域内で事業を営んでいること。 ○小規模事業者持続化補助金<一般型>において、「創業枠」、「卒業枠」で採択を受けて、補助事業を実施した事業者ではないこと。 ○小規模事業者持続化補助金<一般型>第17回公募に申請中の事業者ではないこと。	○インボイス特例の適用要件について公募要領を参照。 ○補助対象となる事業は、次の(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす事業であることとします。(※詳細は公募要領を参照) (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓等のための取組であること。あるいは、販路開拓等の取組とあわせて行う業務効率化(生産性向上)のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること (4)以下に該当する事業を行うものではないこと ・同一内容の事業について、国が助成(国以外の機関が、国から受けた補助金等により実施する場合を含む)する他の制度(補助金、委託費、公的返還保証・介護保険からの診療報酬・介護報酬、認定資格取得制度等)と同一又は類似内容の事業 ・本事業の終了後、概ね1年以内に売上上げにつながることで見込まれない事業 ・産業を行う事業者が単に別の作物を作る、飲食店が新しく商売を始めるなど、新たに取組む事業が1次産業(農業、林業、漁業)である事業	創業後3年以内の事業者を重点的に政策支援するため、産業競争力強化法に基づく「認定市町村」または「認定市区町村」と連携した「認定産創業者支援事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた事業者が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。 本補助金事業は、小規模事業者等が自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく、販路開拓等の取組(例:新たな市場への参入に向けた売り方の工夫や新たな販路開拓の獲得に向けた商品の改良・開発等)や、販路開拓等と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに資する経費の一部を補助するものです。	交付決定日から2026年7月31日まで	https://it.bto.go.jp/btoinfo/info/sppsp/	○問合せ先: 商工会議所地区:小規模事業者持続化補助金事務局<創業型> 商工会連合会:管轄の地方事務局
5	○	○	○		なし	生産設備の復旧・整備	国内	令和6補正予算小規模事業者持続化補助金<災害支援枠(令和6年能登半島地震)>(6次公募)		2025年3月21日(金)～2025年4月28日(月)	直接的被害: 200万円 間接的被害: 100万円	2/3以内	○石川県、高山県、福井県、新潟県に所在する令和6年能登半島地震により被害を受けた小規模事業者等及び、令和6年9月21日からの大雨の被害を受けた小規模事業者等 ○商工会議所、商工会の各管轄地域内で事業を営んでいること。	○被害の証明については、それを証する公的証明の添付(コピーでも可)を必要とします。 ①自社の事業用資産に損壊等を受けた場合 市町村が発行する事業所等が被災したことが分かる公的書類(例:「被災(被災)証明書」など) ※在産や補助資産の損害は「事業用資産の損壊等」ではありません。 ②令和6年能登半島地震に起因して、売上減少の顕著な被害を受けた場合 地方自治体が発行した証明書 ※(地震被害の場合) 間接被害とは令和6年1月1日から令和7年3月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の期間と比較して20%以上減少していることを指します。 ※(豪雨被害の場合) 間接被害とは令和6年9月1日から令和7年3月の任意の1か月の売上高が前年同期、又は令和2年1月28日以前の期間と比較して20%以上減少していることを指します。	令和6年能登半島地震による災害(令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の取組に関する政令(令和6年政令第五号))により指定された特定非常災害)及び令和6年能登半島地震との関連性の高い災害(石川県が災害救助法施行令第5条第1項第4号により適用を決した災害)及び令和6年9月21日から23日にかけて発生した災害(以下「令和6年能登半島地震」という。))により最大の被害を受けた地域4県(石川県、高山県、福井県、新潟県)においては、多くの小規模事業者が、生産設備や販売拠点の流出・損壊や、顧客や販路の喪失という状況に直面しています。 こうした小規模事業者の事業再生を支援するため、上記「被災地域」を対象とする本補助事業を実施し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であることを目的とします。 対象事業) (1)策定した「経営計画」に基づいて実施する、事業再生のための取組であること。 (2)商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む事業であること (3)補助事業実施期間内に補助事業が終了すること	交付決定日から2026年6月30日まで	https://it.bto.go.jp/btoinfo/info/	○問合せ先: 商工会議所地区:小規模事業者持続化補助金事務局 商工会の管轄地域:被災区域(石川県、高山県、新潟県、福井県)の地方事務局
6	○	○	○		なし	事業拡大・工場、物流拠点の新増設・新商品開発、新分野展開、生産性向上・生産設備の導入	国内	令和6年度補正予算中小企業成長加速化補助金(1次公募)		2025年5月8日(木)～2025年6月9日(月)17時	5億円	1/2	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要があります。	○補助事業の要件 ①「100億宣言」を行っていること ②投資額1億円以上(南門事業費・外注費を除く補助対象経費分) ③一定の売上上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定(売上上げ実施期間は補助事業終了後3年間) ※上記の要件とは、補助事業の終了後3年間の「給与支給総額」又は「従業員及び役員の人件費の給与支給総額」の年平均10%以上増が、事業実施場所の都道府県における前3年間の最低賃金の年平均10%増以上であることを指します。 ※「給与支給総額」又は「従業員及び役員の人件費の給与支給総額」どちらで目標を立てるかを申請時に選択いただきます。 ※持続的な売上上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた売上上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求めます(但し、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く)。	日本経済は、賃上げ率・国内消費ともに30年ぶりの高水準にあり、変化の激しい世界の中で、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好循環を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域にインパクトのある成長企業を創出していくことが重要です。 特に売上高が100億円に及ぶ企業は、一般的に資金水準が高く、輸出による需要獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きいなど、地域経済に与えるインパクトも大きいものとなります。中小企業成長加速化補助金は、こうした地域に根ざった売上高100億円を目標として、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的とします。	交付決定日から24ヶ月以内	https://www.jemba.go.jp/en/about/20250508/20250508_PRC&M&P	○問合せ先: 中小企業成長加速化補助金事務局

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/4/9

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要														詳細					
おすすめ度																			
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考	
12	○				なし	生産設備の省エネ化	国内	令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (1次公募)	(Ⅲ)設備単位数型 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型	2025年3月31日(月)～2025年4月2日(月) 17時必着	(Ⅲ)設備単位数：1億円 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：1億円	(Ⅲ)設備単位数：1/3以内 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：中小企業者等：1/2以内・大企業、その他：1/3以内	中小企業者等、大企業、その他（みなし大企業等）	○事業要件 (Ⅲ)設備単位数型：省エネ効果が高い高効率な設備（○(指定設備)）の導入 SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した指定設備（○(指定設備)）へ更新する事業 (Ⅳ)エネルギー需要最適化型：(ⅱ)EMS（エネルギー・マネジメントシステム）構築の導入 SIIに登録された「EMS構築」を用いて、より効果的にエネルギー使用量を削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 本補助金は(Ⅲ)設備単位数に、(Ⅳ)エネルギー需要最適化型を組み合わせて申請する事業が対象です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。 ※(ⅲ)エネルギー需要最適化型の申請申請の場合、「省エネルギー投資促進、需要構造転換支援事業費補助金」の対象です。 ○省エネルギー効果の要件 (ⅱ)設備単位数：原油換算量＝ベルールで、更新範囲内において以下のいずれかの要件を満たす事業 ・省エネ率：10%以上 ・省エネ量：1k以上 ・経費当たり省エネ量：1k/千円以上 (ⅲ)エネルギー需要最適化型：SIIが予め定めたシステム要件を満たし、補助対象設備として登録及び公表したEMSを導入して、導入する範囲において設備又は工程単位のエネルギー消費状況を把握・表示・分析し、運用改善を実施すること。EMSを活用した省エネの中長期計画を作成、改善による効果の公表を行うこと。（原油換算量＝ベースで2%改善を目標とする） ○詳細は公募要領でご確認ください。	地球温暖化問題への対応の必要性が高まっている状況下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、2025年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられた。2030年までに6,200万t削減のエネルギー削減は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち省エネルギー性能の高いエネルギーリプレイ設備・生産設備等への更新（(ⅱ)設備単位数）に要する経費の一部を補助する事業を実施することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定かつ持続的なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。	交付決定日～2026年1月31日(土)	https://sii.or.jp/setsubi06r/mat	○問合せ先：一般社団法人 電気機械インシナチブ（SII） ○各機械メーカーが自社の工作機械を本補助金の補助対象設備にするためには、「(ⅱ)設備単位数」として事前に申請して登録しておく必要があります。未登録の場合は早急に手続きを行ってください。	
13	○			なし	なし	生産設備の省エネ化	国内	令和6年度補正 省エネルギー投資促進支援事業 <u>機械メーカー向け情報</u> 【「(Ⅲ)設備単位数」の補助対象設備の製品型番登録の告知】 https://sii.or.jp/setsubi06r/material.html	(Ⅲ)設備単位数型	2025年3月3日(月)～			製品型番登録を行うことができる製造事業者は、以下の要件を全て満たす必要があります。 ①国内において事業活動をしている法人であること（法人登記している事業者に限る）。 ②製品の製造、輸入等を行い、自社の責任で性能の証明及び出荷・販売を行える事業者であること（製造物責任法（PL法）に規定する製造業者等）。 ③経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が課されていない者であること。 ※登録は上記の開始日以降、随時受け付け、登録審査を行います。 ※登録申請からSIIホームページに公表されるまでに、1か月以上かかる可能性があります。その点を念頭において申請してください。 ※内容に不備がない製品型番は、受理されたのち約3週間程度で登録・公表予定です。	○本事業の「(Ⅲ)設備単位数」の補助対象設備になるためには、製造メーカーによる製品型番登録が必要です。 ・工作機械：旋盤（ターニングセンター含む）、マシニングセンター、レーザ加工機、フライス盤、研削盤、歯車加工機、放電加工機 ・プラスチック加工機械 ・プレス機械 ・印刷機械 ・ダイカストマシン 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (ⅱ) 設備単位数：特定のエネルギーリプレイ設備、生産設備の更新支援 (Ⅳ) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者のエネルギー管理支援サービスによる支援 このうち (Ⅲ) 設備単位数は、補助対象設備として登録された指定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。	「令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金」では、業績継続的に導入されている「エネルギーリプレイ」及び「生産設備」（以下、「指定設備」という。）において、市場の中でも省エネ性能の高い設備に対して補助を行い、エネルギー消費効率等のさらなる水準の向上を図ります。 令和6年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業費補助金には、以下の2つの事業区分があります。 (ⅱ) 設備単位数：特定のエネルギーリプレイ設備、生産設備の更新支援 (Ⅳ) エネルギー需要最適化型：エネマネ事業者のエネルギー管理支援サービスによる支援 このうち (Ⅲ) 設備単位数は、補助対象設備として登録された指定設備への更新を行う事業を対象に、設備費を補助対象経費としてその1/3を補助します。		https://sii.or.jp/setsubi06r/mat	○問合せ先：一般社団法人 電気機械インシナチブ 事業部1部 製品型番登録担当 ○「(Ⅲ)設備単位数」の補助対象設備の製品型番登録の告知です。	
14	○	○	○	なし	なし	事業拡大・生産性の向上	国内	中堅・中小企業の売上向上に向けた省力化等の大規模成長投資補助金 (3次公募)		2025年3月10日(月)～2025年4月28日(月)17：00		50億円	1/3以内	・中堅・中小企業（臨時使用する従業員数が2,000人以下の会社等） ・一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社） ※みなし大企業は対象外	○投資額 10 億円以上（部門別事業・外貨を除く補助対象経費分） ○償上り要件：補助事業の終了後3年間の対象事業に就ける従業員1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、全国の前3年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5％）以上 ○同一の公募において、同一の事業者は1件のみ	地域の雇用を促す中堅・中小企業が、人手不足等の課題の課題に対応し、成長していくことを目指す行う大規模設備の導入を促進することで、地における持続的な賃上げを実現することを目的としています。	交付決定日から最長で2027年12月まで	https://seichokushiki.ssi.jp/	○問合せ先：中堅・中小成長投資補助金サポートセンター
15	○	○		なし	なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業者省力化投資補助金 (カタログ注文型)	カタログ注文型	2024年6月25日(火)～ 2026年9月30日(水) 随時受付 (応募・交付申請)	従業員数5名以下：200万円（300万円） 従業員数6～20名：500万円（750万円） 従業員数21名以上：1,000万円（1,500万円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※賃上げ要件を達成した場合、（ ）内の値に補助上限額を引き上げ	1/2以内	人手不足の状態にある中小企業等	○基本要件 本事業では、カタログに登録された省力化製品を導入し、販売事業者と共同で取り組む事業であって、以下の目標及び公募要領の「4-1」に記載する要件を満たす事業計画に基づいて行われるものを補助対象とします。 また、交付決定を受けた場合においても、金額を受け取ることができるとは限らないことに留意ください。 なお、交付決定を受けてから実績報告を行ううまでを補助事業期間、交付決定を受けてから補助事業が終了してから3回目の効果報告を提出するまでを事業計画期間とします。 ○労働生産性の向上目標 補助事業終了後3年間で毎年、申請時と比較して労働生産性を年平均成長率（CAGR）3.0％以上向上させる事業計画を策定し、採択を受けた場合はそれに沿い取り進め必要があります。 ○償上げの目標 下記2点を補助事業期間終了時点で達成する見込みの事業計画を策定した事業者は、補助上限額を経路内の額に引き上げます。（※補助上限額は、交付申請時点での従業員数によって異なります） 1)事業期間最低賃金を45円以上増加分 2)給与支給総額を 6%以上増加分 ※申請時に賃金引き上げ計画を従業員に表明していることが必要 ○詳細は公募要領を参照ください。	中小企業者省力化投資補助事業は、令和5年度からの3年間を事業期間とすることを踏まえ、中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進して中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とする。その際、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品で補助の対象となるものをあらかじめ登録・掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡便で即効性がある省力化投資を促進する。 補助対象 本補助金の各製品カテゴリ（※1）の省力化製品（※2）の製品カタログに掲載された製品（詳細は本補助金のOPを参照） ※1 製品カテゴリ 「製品カテゴリ」とは、ある特定の業務に使用され調和の効能を発揮する製品であり、その動作原理や外形、機能において大差のないものを含むものを指す。 工業会等が、会員企業等の製品カテゴリへの登録の要請を数度実施、中小企業等に対して、製品カテゴリの登録申請を行い、中小企業等が業務改善等と協議して、製品カテゴリの認定を行う。 ※2 省力化製品 「省力化製品」とは、省力化製品製造事業者が製造し、省力化製品販売事業者が販売し、カタログに登録された 汎用製品を指す。 新品登録においては当該製品カテゴリの省力化商標を満たすか等を工業会等 及び事務局において審査し、中小企業等において承認された製品等がカタログに登録され、中小企業等が交付申請に当たって選択できるようになる。	交付決定日から12か月以内	https://seichokushiki.ssi.jp/	○問合せ先：中小企業者省力化投資補助事業 コールセンター	
16	○	○		なし	なし	生産性向上・生産設備の省エネ化	国内	中小企業者省力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカー向け情報】 審査担当工業会： (一社) 日本工作機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・5軸制御マシニングセンター ・複合加工機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付		1/2以内	①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。	○製品登録要件 (1)概要事項 ①定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することが分かること。 ②名称する権利が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている、利用が限定される中小企業等における対象業務の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に資すること。 ③申請単位について、原則出番ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて使用する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することである省力化効果を実現するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1 つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない 製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を実現しない場合は、省力化効果を実現しうるシステム等として1 体として登録すること ⑤汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。※税法上の機械設備又は器具備品であること。 ⑦販売が開始されており、製造・販売された実績を3年以上有していること。 ⑧税法上の機械設備又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡便で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業		https://seichokushiki.ssi.jp/manufacture/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/4/9

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ度				採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT															
17		○				生産性向上・生産設備の省工ネ化	国内	中小企業者省力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカ向け情報】 審査担当工業会： (一社) 日本誘造協会 対象の「製品カテゴリ」 ・ 誘物用自動バリ取り装置 ・ 誘造用自動注湯機	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。				①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。 ○製品登録要件 (1) 概要事項 ① 定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することから分かること。 ② 保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている。利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③ 申請単位について、原則型ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することではある省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④ 単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤ 汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥ 販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑦ 販売上の機械設備又は器具備品であること。 ⑧ 販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑨ 販売上の機械設備又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を確保するため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、結果で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値創出や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業		https://shoyokaku.smg.co.jp/main/faculty/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター
18	○	○				生産性向上・生産設備の省工ネ化	国内	中小企業者省力化投資補助金 (カタログ注文型) 【製造メーカ向け情報】 審査担当工業会： (一社) 日本鍛圧機械工業会 対象の「製品カテゴリ」 ・ プレス用多関節ロボット ・ 鍛圧・板金加工用バリ取り装置 ・ パイプバンダー用投入・排出ロボット	カタログ注文型	2024年11月5日(火)～ 随時受付 ※カタログへの登録は公募受付期間終了の半年前程度まで随時行われる。				①登録申請時点において、日本国内で法人登記され、国内で事業を営む法人であること。 ○製品登録要件 (1) 概要事項 ① 定義や概要、業務範囲や業務機能等の仕様、外観が明確化されており、事前に登録された製品カテゴリに属することから分かること。 ② 保有する機能が、当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定されている。利用が想定される中小企業等における対象業種の業務領域に合致すること。また、当該業務領域において、生産工程・サービス提供の業務フローにおける課題の解決に資することにより、省力化による業務効率化や生産性向上に寄与すること。 ③ 申請単位について、原則型ごとに製品登録を行っていること。複数の製品や周辺機器等の構成要素を組み合わせて稼働する製品の場合は、省力化効果を発揮するための最低限の構成要素のみがパッケージとして含まれていること。当該製品の周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することではある省力化効果を発揮するものについては登録可能であり、その場合は必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録すること。ただし、省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となる。 ④ 単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない製品でないこと。単体で稼働しない又は省力化効果を発揮しない場合は、省力化効果を発揮しうるシステム等として一体として登録すること ⑤ 汎用製品であり、開発等を前提としないものであること。 ⑥ 販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件が課されていないこと。⑦ 販売上の機械設備又は器具備品であること。 ⑧ 販売が開始されており、製造・販売された実績を3社以上有していること。 ⑨ 販売上の機械設備又は器具備品であること。 ※詳細は省力化製品・製造事業者登録申請の手引きや登録要綱などを参照ください。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を確保するため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、結果で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値創出や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。 補助対象事業 事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入する事業		https://shoyokaku.smg.co.jp/main/faculty/	○問合せ先：カタログ登録サポートセンター
19		○				物流拠点の効率化	国内	令和6年度補正予算 持続可能な物流効率化実証事業費補助金 (物流効率化に資する連携実証事業)		2025年3月26日(水)～2025年5月1日(木) 17時	3億円	1/2以内	複数企業によって構成された連携体（コンソーシアム） ※連携体の構成 連携体は、荷主を1社以上含む。合計3社以上から構成される連携体である必要があります。 なお、物流事業者（運送事業者、3PL、貨物利用運送事業者、倉庫事業者）や物流不動産事業者のみの連携体の申請は認めません。	○以下の2つの要件を満たす物流効率化計画の策定・提出 ア、利用する物流事業者の業務効率化 下記のうち1)若しくは2)は必須とし、(3)の取組を含めることが可能 (1) 荷待ち・荷役等時間の削減 (2) 積載率の向上 (3) その他 輸送ルートの見直し、共同輸送の実施等、ガイドラインに記載されている取組事項を基として、定量的な目標を設定すること イ、物流施設側における業務効率化 従業員の補助事業に関わる総労働時間について、設備投資により、機器・システム等の導入等と併して、3%以上削減すること ○施設導入・購入・改修費、保管設備、運送設備、仕分け関連 ・ 入出庫関連：トラックローダー、フォークリフト、パレタイザー/デパレタイザー ・ 保管関連：パレット等の物流資材、洗浄等付属設備、自動倉庫、保管ラック ・ 運送関連：コンベア、搬送搬送機、AMR、AGV ・ 仕分け関連：自動仕分け機、無人仕分け機、ピッキングシステム、ロボット ○詳細は公募要綱を必ずご確認ください。	我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、構造的な脆弱性・脆弱による輸送力不足の危機が迫っています。社会インフラである物流を維持するため、2024年4月には改正物流法が成立しました。改正物流法による改正後の「物流の迅速の効率化に関する法律（新物流法）」が本年4月から施行され、全ての荷主や物流事業者に対して、物流効率化に向けた努力義務が課されることとなっています。 本補助事業は、荷主を含む関係企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助することを通じて、改正物流法の取組の実効性を高めることを目的としています。 事業概要 企業規模を問わず、荷主を含む関係企業が連携した物流効率化に資する取組に対し、物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入、プラットフォームの構築等に係る実証費用を補助します。	交付決定日～2026年2月13日まで	https://logis/press-releases/2025-hokkaido-1/	○問合せ先：持続可能な物流を支える物流効率化実証事業事務局
20	○	○	○			生産性向上・新分野展開・事業転換・業種転換		2025年 中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金 (デジタル技術補助金)		2025年3月19日(水)～2025年5月19日(月)	通常枠：200万円 賞上げ枠：300万円	通常枠：1/2以内 賞上げ枠：3/4以内	市内の中小・小規模企業等	○賞上げ枠 ① 賞上げ枠（実施予定）：申請日から補助事業完了日までの間に、実質使用する従業員の平均賃金を2024（令和6）年12月時点と比較して3.5%以上引き上げの誓約書を出し、 ② 賞上げ枠（実施済み）：2025年1月1日から申請日までの間に、実質使用する従業員の平均賃金を2024（令和6）年12月時点と比較して3.5%以上引き上げ済み。	中小・小規模企業デジタル技術導入等緊急支援事業費補助金は、エネルギー価格高止まり等の影響を受ける市内中小・小規模企業等の生産性向上等を図るためのデジタル技術導入に要した経費の一部を補助することにより経営改善の取組を促進することを目的とする。 補助対象事業 生産性向上等を図るためのデジタル技術導入による経営改善の取組	交付決定日～最長2026年1月9日まで	https://digital-support/2025-hokkaido-1/	○問合せ先：デジタル技術導入補助金2025事務局
21	○	○	○			生産性向上・新商品開発	岩手県	令和7年度 中小企業者等賃上げ環境整備支援事業費補助金		2025年4月14日(月)～2025年5月28日(水) 17時	200万円	2/3	県内に主たる事業所又は工場を有する中小企業者又は小規模事業者	○応募申請時点で経営革新計画の承認又は経営革新計画の策定の承認を受けていること。 ただし、同計画事業期間の3～5年の間に、給与支給総額を年平均2.0%以上増加させる見込みである旨の記録があること。 ○「パートナershップ構築宣言」を行い、「パートナershップ構築宣言」ポータルサイトに登録されていること。 ○国（独立行政法人を含む。）、県又はその他の地方公共団体等、他の補助金、助成金等を活用する経費でない事業	経営革新計画に基づいて生産性の向上を図り、適切な円滑な価格転嫁や賃上げのための環境整備に取り組み市内の中小企業・小規模事業者の新たな設備投資、人材育成及び販路開拓に資する経費に対し、補助金を交付します。 経済的現場の変化に対応した経営革新の取組が広がることを通じて、より多くの中小企業・小規模事業者が、地域経済を牽引する企業に成長していくことを支援するものです。 対象事業 経営革新計画に記載している「新事業活動」に該当する事業	交付決定日から2026年2月27日まで	http://www.pref.iwate.lg.jp/press/2025-03-27/1067280.html	○問合せ先：岩手県雇用政策推進課 中小企業振興担当
22	○					生産設備の省工ネ化	秋田県	令和7年度 ものづくり革新総合支援事業 (省工ネ生産設備更新型)		2025年4月7日(月)～2025年5月16日(金)	1,000万円	2/3以内	○県内に主たる事業拠点を有する中小企業者（製造業） ※みなし企業ではないこと。	○省エネルギー化を目的とした場合 原則として更新が対象となります。 デマンドコントローラー等の新たな機器に付属させることにより既存設備の省エネルギー化につながる場合は新規導入も支援対象となります。 ○省力化を目的とした場合 この場合により、更新に加えて新規設備も支援対象となります。 ただし、新規設備の場合は、国の予算で実施している下記の事業で対象となる設備に限ります。 ・令和5年度補正「省エネルギー設備促進支援事業」（Ⅱ）施設設備導入事業 ・令和6年度補正「省エネルギー設備促進支援事業」（Ⅱ）設備単位型 ○県内に所在する事業拠点における取組であること。 ○生産工程における省エネルギー化又は省力化を図る取組であること。 ○同一の取組において、国又は秋田県が実施する他の補助金等と交付決定を受けているものは対象外。 ※ 国又は秋田県が実施する他の補助金との併用はできません。 ※ ただし、市町村の補助事業において本事業との併用を認めている場合は、併用は可能です。	本事業は、新規性・革新性の高い施設や機械的な生産性の改善、新分野進出等の取組により、競争力の強化を図ろうとする革新的な事業性を支援し、付加価値の更なる向上や創出を促すことを目的としています。 省工ネ生産設備更新型においては、電力等価格高騰により経営環境に大きな影響を受けている事業者のエネルギー効率を高めるための取組 及び生産工程の省力化を図る取組を支援し、中長期的な生産性の向上と経営基盤の強化を促進することを目的としています。 対象経費 生産工程における省エネルギー化又は省力化のために行う生産設備の購入費、工事費（除去費、処分費も含む）	交付決定後～2026年2月28日まで	https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/7419/	○問合せ先：秋田県産業労働部 地域産業振興課 地域産業活性化チーム
23	○	○	○			生産性向上・新商品開発	横手市/秋田県	横手市中小企業活性化支援事業（中小企業設備導入支援補助金）		2025年4月1日(火)～随時	200万円	1/2以内	市内に本社を有している中小企業者	○令和7年4月1日以後に、中小企業を経営強化法に基づく先施設備導入計画の認定を横手市から受け付けること ○国、県等の補助事業に該当しないこと ○申請年度内に納品、設置及び支払を完了すること。 ○留意事項：本補助金により取得した設備を、当該年度以降の横手市企業振興条例に係る下開定費率へ計上することは不可とします。	市内事業者の生産性向上を確保し、生産性向上を目的とする設備投資に係る経費の一部を助成します。 対象経費 認定済みの先施設備等導入計画に記載し、かつ、生産や販売活動等の用に直接供するために市内事業所に設置する下記の設備。 ※リース、中古品は対象外 【低価格部品の価格（最低取得価格）】 A.機械装置（160万円以上） B.測定工具及び検査工具（30万円以上） C.器具備品（30万円以上） D.建物附属設備（60万円以上） E.上記A～Dに付随するソフトウェア（10万円以上）	https://www.city.yokote.lg.jp/press/2025-03-27/1004474.html	○問合せ先：横手市経済労働工務課 ○事前に先施設備等導入計画の認定が必要 ○本補助金および先施設備等導入計画の認定申請について事前相談を行ってください。	

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/4/9

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ度																		
No	FA(工作機械、ROBOMACHINE)	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助総額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
24	○					生産設備の省工ネ化	男鹿市/秋田県	中小企業省工ネ対策等支援事業		2025年2月28日(金)～2025年11月28日(金)	製造業：200万円 非製造業：100万円	2/3以内	市内に事務所・事業所を有する中小企業者	○他の補助金と重複申請はできません。ただし、他の補助金において、本補助金との併用が認められている場合はこの限りではありません。 対象設備) ③更新設備 省工ネ又は高効率効果が、既存設備と比較し5%以上見込まれること。第三者（原則として、設備メーカー又は納入業者）により証明された設備 ③新規導入設備 自社の強みを生かした新商品の開発、生産及び販売、サービス提供プロセスの改善、新分野進出及び業務転換等の新たな取組に必要な設備（付加価値額が年率平均3%以上増加する3年以上の事業計画を有する場合）	エネルギー消費の削減によるコスト削減や、今後の成長を目指して新たな事業に取り組む企業を応援します。 交付決定後～2026年1月30日まで	https://www.city.yamagata.lg.jp/kyougi_information/ai/kyougi-sangou/shibugawa/2547.html	○併合せ先：男鹿市役所男鹿まちづくりと先達課	
25	○	○	○			生産性向上	山形県	山形県中小企業まるとサポート補助金 (稼ぐ力向上支援事業・収益力向上枠) 第1次募集		2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金) 17時	300万円	1/2以内	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	○「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表していること。 ○次のいずれかの計画を策定している。 ①山形県知事が承認した経営革新計画（実施期間中のものに限る） ②主務大臣の認定を受けた経営力向上計画（実施期間中のものに限る） ③市町村長の認定を受けた先端設備等導入計画（実施期間中のものに限る） ④上記計画に準じるものとして知事が認めた計画（実施期間中のものに限る） ○山形県内の事業所において実施する取組であること。 ○認定支援機関の確認を受けた取組であること。	県内中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」の向上による持続的な経営力の強化を図るため、中小企業・小規模事業者等が行う、国等の認定を受けた各種計画に基づく設備投資等の取組のうち、山形県知事が認定したものにに対し補助金を交付します。 対象事業) 中小企業・小規模事業者等が実施する国等の認定を受けた各種計画に基づく設備投資であって、収益力の向上に資する取組	交付決定日～2026年1月30日まで	https://www.pref.yamagata.lg.jp/110013/sangou/shibugawa/shinko/marugata.html	○併合せ先：山形県産業労働部商業振興・経営支援課企業振興担当
26		○	○			生産性向上	山形県	山形県中小企業まるとサポート補助金 (稼ぐ力向上支援事業・DX推進枠) 第1次募集		2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金) 17時	100万円	1/2以内	県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等	○「パートナーシップ構築宣言」を行い、ポータルサイト上で公表していること。 ○山形県が実施する「DXコミュニティ事業」においてDXコミュニティの診断を受けている。 ○山形県内の事業所において実施する取組であること。 ○認定支援機関の確認を受けた取組であること。	県内中小企業・小規模事業者等の「稼ぐ力」の向上による持続的な経営力の強化を図るため、中小企業・小規模事業者等が行う、DXの推進やデジタル技術の活用による生産性向上や業務改善等に資する設備投資等の取組のうち、山形県知事が認定したものにに対し補助金を交付します。 対象事業) 中小企業・小規模事業者等が実施するDXの推進やデジタル技術の活用による生産性向上や業務改善等に資する設備投資	交付決定日～2026年1月30日まで	https://www.pref.yamagata.lg.jp/110013/sangou/shibugawa/shinko/marugata.html	○併合せ先：山形県産業労働部商業振興・経営支援課企業振興担当
27	○	○	○			生産性向上・新商品開発	上市市/山形県	令和7年度 上市市中小企業設備投資促進補助金		2025年4月15日(火)～2025年11月28日(金) ※事前相談受付開始：2025年4月15日(火)	新事業参入枠：300万円 一般枠：100万円 一般枠：1/3以内 (AIやIoTを搭載した設備を導入する場合：200万円)	新事業展開枠：1/2以内 一般枠：1/3以内	市内に本社または事業所がある中小企業	○対象事業 次の(1)～(4)に該当する設備投資（リース、前払金は対象外） (1)建物、建物付属設備、器具及び備品（主物は除く）、機械及び装置、ITツールにかかると (2)設備投資総額が100万円（税別）以上のもの (3)画、図及びその他の補助金を活用していないもの (4)交付決定日から令和7年12月31日までの間に完了、発注を行い、令和8年2月28日までに費用の支払いが完了するもの	市内企業が、新事業参入や生産性の向上等のために行う設備投資を補助する制度です。 区分) ・新事業参入枠： 新たな事業へ参入することを目的とした設備投資前 ・一般枠： 生産性の向上又は既存事業の拡大等を目的として、上記の「新事業参入枠」に該当しない設備投資		https://www.city.yamagata.lg.jp/yamagata-shi/kyougi/shibugawa/2547.html	○併合せ先：上市市役所 商工課 ○事前相談があったもののみ、交付申請を受け付けますので、申請を行う前に必ず市商工課へ相談を行ってください。
28	○	○	○			生産設備の復旧・整備	福島県	福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金 (第14次公募)		2025年3月24日(月)～2024年10月14日(火)	1,000万円または4,000万円（※1） ※1：市町村が策定する復興計画に沿ったものとして、別途定める要件を満たすことを市町村が確認した申請については、3,000万円以内、又は4,000万円以内	12市町村内において事業再開等を行う場合：3/4以内 12市町村外において事業再開等を行う場合：1/3以内	○平成23年3月の東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故で被災した12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、高岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村）で事業を行っていた中小事業者及び社会福祉法人 ○12市町村外で事業再開等を行う場合は、原子力災害後、休業していた者、又は休業していたとみなせる者のみ補助対象。	○12市町村内において事業再開や新規設備、販路開拓等の事業展開投資を行う場合 ○原子力災害後、休業していた者又は休業していたとみなせる者のうち、帰還困難区域又は特定帰還困難区域（※）に所在していた事業者が12市町村外において事業再開等を行う場合 ※にこの「特定帰還困難区域」とは、福島復興再生特別措置法（平成24年法律25号）により指定された同区域（避難指示が解除された区域を含む）をいいます。	原子力被災事業者が、事業再開や新規設備、販路開拓等の事業展開投資を行う場合において、その事業に資する経費の一部を補助することにより、原子力被災事業者の事業・生活の再建に向けた取組を促進することを目的とします。	交付決定後～2026年3月31日まで	https://www.pref.fukushima.lg.jp/se/202110/kyousa8a14-4soubo.html	○併合せ先：福島県経営基金創設（事業再開担当）
29	○	○	○			税制支援・工場・研究所の新増設	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例（税制優遇） 【事業再開、企業立地促進に係る税の優遇措置】（企業立地促進税制）		事業実施場所の避難指示解除後から7年以内		①機械・装置、建物等を取得した時の特別償却又は税額控除 ・特別控除（機械・装置等：即時償却、建物等：25%） ・税制控除（機械・装置等：15%、建物等：8%） ②避難対象雇用者等に対する給与等支給額の20%を税額控除 ③将来の事業再開に向けて準備する事業者の最大3年間の課税繰り延べ	○申請対象地域 企業立地促進区域（避難解除区域、認定特定復興再生拠点区域） ① 平成23年3月11日時点で、避難指示の対象となった区域内に事業所が所在し、避難解除後7年を経過しない区域※または認定特定復興再生拠点区域で事業再開する法人・個人事業者【知事の確認が必要です】 ※ ①以外で、避難解除後7年を経過しない区域（※1）または認定特定復興再生拠点区域内において新規事業を計画する法人・個人事業者【知事の確認が必要です】（※2） ※1 該当する市町村：南相馬市、川俣町、楢葉町、川内村、高岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村 ※2 「避難解除等区域復興再生推進事業実施計画」の認定	被災地事業者の事業再開及び新規事業者の立地を支援するため、避難解除区域等において、避難解除等区域復興再生事業を行う事業者に対して、課税の特典措置を講じる。 避難解除等区域復興再生事業 雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域の復興及び再生の推進に資する事業		https://www.pref.fukushima.lg.jp/se/11015a/kyousa1052.html	○併合せ先：福島県 企画調整部 企業開発課 ○詳しくは上記へお問合せください。	
30	○	○	○			税制支援・工場・研究所の新増設	福島県	福島復興再生特別措置法による課税の特例（税制優遇） 【福島イノベーション・コースト構想の推進に係る税の優遇措置】（イノベ税制）		2021年4月～2026年3月31日		①機械・装置、建物等を取得した時の特別償却又は税額控除 ・特別控除（機械・装置等：即時償却、建物等：25%） ・税制控除（機械・装置等：15%、建物等：8%） ②避難対象雇用者等又は特定雇用者に対する給与等支給額の15%を税額控除 ③開発研究用資産の特別償却及び税額控除	○申請対象地域 新産業創出等推進事業促進区域（福島県研究開発産業都市区域（15市町村）内の区域であって、新産業創出等推進事業の実施が、産業集約の形成及び活性化を図る上で特に有効であると認められる区域） ※1 福島県研究開発産業都市区域（いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、高岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村等の15市町村）の一部区域 ※2 「新産業創出等推進事業実施計画」の認定	福島イノベーション・コースト構想の推進に係る重点分野の取組を支援するため、新産業創出等推進事業を行う事業者に対して、課税の特典措置を講じます。 新産業創出等推進事業 新たな産業の創出又は産業の国際競争力の強化の推進に資する事業であって福島県研究開発産業都市区域における産業集約の形成及び活性化を図る上で中核となるものとして復興枠で定められた事業		https://www.pref.fukushima.lg.jp/se/11015a/kyousa1052.html	○併合せ先：福島県 企画調整部 福島イノベーション・コースト構想推進課 ○詳しくは上記へお問合せください。	
31	○					生産設備の省工ネ化	福島県	福島県中小企業等エネルギーコスト削減支援補助金（エネルギーコスト削減補助金）		2025年3月24日(月)～2025年5月23日(金)17時00分 ※期間内であっても、応募申請額が予算額に達した時点で申請を締め切ります。	300万円	2/3以内	県内に本社又は工場等を有する中小企業等	○補助要件 ・更新機器・既存機器のエネルギー消費量を比較し、製品カタログ等の数値により減少していること。 ・製品カタログ等の数値を示すことが困難な場合は、購入先、販売会社、メーカー等よりエネルギー消費量が減少する証明を受けること。 ・令和5年11月以降の継続する任意の3か月間の光熱費・燃料代の支払額が、令和3年11月から令和5年10月までの間のいずれかの同時期の3か月と比較し、上回っていること。	県内中小企業者はエネルギー価格の高騰が続いていることで多大な影響を受け、厳しい状況に直面しています。省エネルギー効果の高い設備、機械等への更新を支援することで、エネルギー価格高騰に耐え得る足量の強い中小企業等への変革を促進し、地域経済の持続的な成長の実現を図ります。また、省エネによるCO2排出量の削減により、「福島県2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、CO2排出量の約75%を占める事業活動における環境負荷の低減に寄与しています。	交付決定日～2025年11月28日まで (金)	https://fukushima-energycost.jp/	○併合せ先：福島県中小企業団体中央会 エネルギー・コスト削減補助金事務局（福島県中小企業団体中央会 経営支援課）
32	○	○				新商品開発・新分野展開・生産設備の導入	福島県	令和7年度 医療機器開発事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年4月25日(金)17時00分	500万円 ※スタートアップ企業（設立から15年以内の法人）または医療機器開発を行う大学等と連携する場合	2/3または3/4（※）	県内の中小企業者	○福島県内に研究開発拠点又は生産拠点を有するものづくり企業であること。 ※スタートアップ企業（設立から15年以内の法人）または医療機器開発を行う大学等と連携する場合	本では、県日本大医食からの協賛を促進することを目的として、医療関連産業分野において県内企業等が実施する医療機器の開発や技術の高次化を図る取り組みを支援してまいりました。 本事業では、この取り組みをさらに地域経済の振興につなげるため、新たな医療機器開発・事業化を行う県内中小企業者に対し、補助金を交付します。 対象事業) 県内中小企業者が、新たな医療機器開発・事業化	交付決定日～2026年2月27日まで	https://www.pref.fukushima.lg.jp/se/2025/kyosei/kyosei-support-kyoukikita-shufuhojyoku.html	○併合せ先：福島県農工労働部産業経済政策課
33	○	○				生産性向上	墨田区/東京都	令和7年度 墨田区生産性向上等支援補助金		2025年4月1日(火)～2025年12月26日(金)	400万円	2/3	墨田区内に1年以上主たる事業所を有する中小企業者	○すみだビジネスサポートセンターへの事前相談は必須です。（事前予約制） ○対象経費 工作機械、測定機器等の機械及び装置の導入経費（1台分 中古・リース可） ※1年以上稼働使用している区内事業所等に設置する機械等が補助金の対象。 ○対象経費について画、部、区等が実施する他の制度（補助金）の支援を受けていないこと。	区内中小企業者の持続的な発展を後押しするため、ものづくりの製造過程において使用する工作機械、測定機器等で、生産性の向上等に資するものを導入する際の経費の一部を補助します。		https://www.city.suidobashi.lg.jp/sangou-kyosei/kyosei/kyosei-support-kyoukikita-shufuhojyoku.html	○併合せ先：墨田区産業観光部 経営支援課

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金・支援金・奨励金・助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金・支援金・奨励金・助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金・支援金・奨励金・助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

	新規追加または情報更新
--	-------------

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	活用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
34	○	○			なし	生産設備の省 工ネ化	荒川区/東京 都	令和7年度 荒川区中小企業G X経営推進支援事業 補助金		2025年4月4日(金)～2026年2 月16日(月)	一般：100万円 特例：200万円	一般：1/2 特例：2/3	区内に本社を有する中小企業者（※） ※大企業が経営に実質的に参画しないこと	〇対象設備の「①生産、販売等事業活動に必要な設備」は、事業活動において頻に使用している設備を同等以上の能力・能力を有する設備に更新する場合で、新規増設及び設備と同一のエネルギー等使用量の削減が10%以上見込まれる又は既存設備の売却から10年以上経過した後に売却されたものを購入する場合が対象です。 〇同一の申請者について補助額が合計100万円（特例利用の場合は、200万円）になるまで、異なる種類の設備の導入に関して、補助金を利用できます。 ※注1 同一事業に対して、同じ種類の設備の導入に関しては、補助金を利用できません。 ※注2 同一事業に対して、特例の利用は1回限りです。 〇特例：ISO14001、ISO50001、エコアクション2.1又はエコステジ（スター22以上）のいずれかの認証を受けている場合。	区内中企業の皆様へ、経済と環境の好循環を目指すグリーン・トランスフォーメーション（GX）達成に向けた取り組みを行う設備導入に関する経費の一部を補助します。これにより、GX経営に取り組むことによるブランド価値を通じた競争力強化及びGXスームによる経営基盤強化を促進し、皆様の事業活動の持続化等を支援します。 対象事業） 経済と環境の好循環を目指すGXの実現につながる事業用途限定の設備の導入を行うもので、以下の4種類の設備の導入が対象です。 ①生産、販売等事業活動に必要な設備 ②空調設備 ③照明設備 ④小型ボイラー設備 ⑤再生可能エネルギー設備 ⑥蓄電池	2026年3月31日まで	https://www.city.aburahi.lg.jp/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：荒川区 産業経済部 経営支援課経営支援係
35	○	○			なし	生産設備の省 工ネ化	足立区/東京 都	令和7年度 省エネルギー対策工場設備更新補助金		2025年4月1日～2025年11月 28日	500万円	購入本体価格の1/2	製造業の中小企業業者	〇申請額の相談が必要です。（予約制） 〇対象者の事業者は、更新する生産機器について 事前相談のうえ、省エネ診断を受けてください。 〇次に掲げる条件を全て満たす生産機器に更新する者であること。 (1)省エネ診断により生産機器の更新による二酸化炭素削減効果が10%以上見込めること。 (2)更新前の生産機器と同種の生産機器に更新すること。 (3)15年以上継続して足立区内で使用する見込みがある生産機器であること。 (4)過去にこの要綱に基づき受けた交付決定に係る生産機器でないこと。 (5)部品の修理と安全を確保する環境に際する条例（環境確保条例）に基づく工場の閉鎖認可日から1年以上経過していること。（認可工場） ※その他設備は募集案内をご覧ください。	エネルギーを大量に消費する製造業が脱炭素化促進のために、省エネ機器への更新を行い消費電力等の減少、温室効果ガスの排出削減等を行うための、経費の一部を区が補助することで、区内の低炭素社会への転換の一助となることを目的としています。 対象事業） 生産設備などの省エネ機器への更新		https://www.city.adachi.lg.jp/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：足立区役所 生活環境保 険課 企画・広報係 〇申請時の事前相談が必要。
36			○		なし	生産性向上	足立区/東京 都	令和7年度 IT・IoT導入補助金		2025年4月1日(火)～2026年2 月13日(金)	IT活用：75万円 IoT活用：150万円	2/3以内	足立区内の個人事業者及び中小企業者	補助交付対象） 補助対象事業：要する経費のうち、補助交付額が決定した日 採択日 以後に発生する経費で、かつ令和8年3月19日までに支払いを完了するもの。 (1)IT活用 ・ITツールまたは新たな設備の導入による経費 ・特定業務向けのクラウドサービス利用料、専門家相談経費 ・特定業務用アプリケーションの開発及びカスタマイズなどのためにシステムベンダーに支払う費用 (2)IoT活用 ・機器の機能解放やネットワーク環境に接続され、そこから収集される情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンスサービス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）の費用 ・システム構築、ソフトウェア開発に係る経費、専門家相談経費 ※(1)と(2)の併用はできません。	この事業は、事業者が自らの強みと弱みを踏まえた経営上の課題を見出すとともに、自社でIT・IoTを導入活用することで、生産性の向上及び業務の効率化等の実現を支援するものです。また、この支援を通じて、区内産業の活性化と産業振興を図ることを目的としています。		https://www.city.adachi.lg.jp/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：足立区 産業経済部 企業 経営支援課 インノベーション推進担当
37	○		○	○	なし	生産性向上	足立区/東京 都	令和7年度 小規模事業者等経営改善補助金		2025年4月1日(火)～2025年12 月26日(金) ※相談予約票および書きをし た申請書の提出期間 ※事前相談（予約制）が必須	機械設備等購入費補助・店舗改修費補助： ・区内調達：250万円 ・区外調達：150万円 操業環境改善費補助：250万円	機械設備等購入費補助・店舗改修費補助： ・区内調達：2/3 ・区外調達：1/2 操業環境改善費補助：1/2	足立区内の小規模企業業者等	〇経営改善計画書の完成に向け、区の中小企業相談員による申請額の相談（予約制）が必要で す。 〇機械設備等購入費補助・店舗改修費補助 ・経営改善計画書で定めた機械設備等の設置や店舗の改修などを足立区内の申請時点で開設後1年以上経過している事業所及び店舗で実行すること。 〇操業環境改善費補助 ・経営改善計画書で定めた工場の改修や設備の更新などを足立区内の申請時点で開設後3年以上経過している事業所及び工場で行うこと。 〇経営改善計画書で定めた経費について、国・地方公共団体、これらに準じる公的機関から補助する補助金の交付を受けておらず、かつ受ける見込みがないこと。 〇当該年度において足立区新製品・新事業開発補助金の候補事業計画として採択されていないこと。	経営力強化に取り組む区内の小規模事業者等が、計画作成を通して経営を戦略的に見直すとともに、収益を得るために必要とする設備投資や店舗改装、工場の築地環境の改善に要する経費の一部を補助することで、小規模事業者等の競争力を強化することを目的としています。 対象事業） (1)機械設備等購入費補助 生産力・販売力向上を目的とした設備、備品等の購入設置工事、修繕又は改造を行う事業 (2)店舗改修費補助 集客力向上を目的とした設備、備品等の購入又は店舗改装を行う事業 (3)築地環境改善費補助 築地環境の改善・生産力向上を目的とした近隣住民への配慮のための防音、防臭、防振等の工機設備並びに工場改修に伴う設備等の更新及び導入を行う事業	認定日から2026年2月27日まで	https://www.city.adachi.lg.jp/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：足立区産業経済部 産業 振興課 ものづくり振興係
38	●	●	●		なし	生産性向上	神奈川県	令和7年度 中小企業生産性向上促進事業費補助金		2025年5月1日(木)～2025年8 月29日(金)17時 ※公募期間内の公募締切 6月公募：2025年6月30日 7月公募：2025年7月31日 8月公募：2025年8月29日	500万円	補助対象経費の1/2以内（小規模事業者は2/3以 内）	県内に事業所を有する中小企業業者	〇主な補助要件 (1)本公募要綱に該当する事業であること (2)付加価値率が年平均1.5%（3年で4.5%）以上増加させる計画であること (3)給与支給総額を増加させること (4)申請日時時点で神奈川県内の事業所で実施のある事業をしていること (5)補助対象となる事業を神奈川県内の自社の事業所で実施すること	物価高騰や売値不足など不安定な、厳しい経営環境に置かれている市内中小企業業の「稼ぐ力」の安定、強化を図り、その利益を再投資とした上上げによって、成長と分利が期待できるものと出していくことが重要である。このため、生産性向上に関する設備導入等にに対し補助します。 対象事業） 生産性向上促進事業：生産性向上や業務プロセスの改善、人手不足の解消に資する設備の導入等	交付決定日から2026年1月31日 (※3まで)	https://www.pref.kanagawa.jp/info/press/20250501_01.html	〇問合せ先： 生産性向上補助金事務局 （寄託者：テリウム株式会社）
39	○		○	○	なし	生産性向上・ 生産設備の省 工ネ化	越谷市/埼玉 県	令和7年度 物流高経対策中小企業設備導入等支援 補助金		2025年4月14日(月)～2025年4 月25日(金)	200万円	2/3以内	市内に事業所を有する中小企業業者	〇令和5年度に同補助金の交付を受けたことがないのみ 〇対象設備 □高効率空調 □産業ヒートポンプ □産業用給湯器 □高圧絶電ボイラ □高効率コージェネレーション □低炭素工業炉 □変圧器 □冷凍冷蔵設備 □産業用モータ □LED照明器具 □工作機械 □プラスチック加工機械 □プレス機械 □印刷機械 □ダイカストマシン □生産工程の自動化 □ロボットの導入 □AIやIoT等の技術を活用したシステムの導入 □その他 〇国や地方公共団体等（当市含む）の公共施設における他の補助金等を利用する事業は対象外。	越谷市では、エネルギー価格高騰等の影響を受けている市内中小企業業の負担軽減と経営力の安定、強化を図り、その利益を再投資とした上上げによって、成長と分利が期待できるものと出していくことが重要である。このため、生産性向上に関する設備導入等にに対し補助します。 対象事業） 次の(1)～(3)のいずれかに該当する事業（※市内の事業所において導入や更新を行う設備を対象） (1) 省エネルギー化に資する設備の導入・更新 (2) 省コスト化に資する設備の導入・更新 (3) 効率化・高収益に資する設備の導入・更新 ※対象設備は「補助要件」欄を参照	交付決定日から2025年12月19日 (※4まで)	https://www.city.yokoyama.lg.jp/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：越谷市商環境経済 振興課 中小企業支援担当
40	●	●	●		なし	生産性向上	千葉県	中小企業成長促進補助金		2025年4月10日(木)～2025年5 月15日(木)	3,000万円	1/2以内	千葉県内に補助事業を実施する事業所を有する中小企業業者等（みなし大企業を除く）	〇申請する補助事業と同一とみなされる事業で、本補助金と類似の国、都道府県、市町村等が助成する他の補助制度の交付決定を受けていないこと。 〇補助事業の実績により、当該補助金を年平均1%（3年で3%）以上増加させることがわかる具体的な内容（経歴を記載した補助事業計画書を策定すること。 〇補助事業の実績により、労働生産性を年平均1%（3年で3%）以上増加させることがわかる具体的な内容（経歴を記載した補助事業計画書を策定すること。 〇パートナーシップ構築推進の登録企業であること。	本補助金は、国内経済が緩やかに持ち直しつつある中、経済的な負い目や投資等を伴う業務の無い中小企業業者が、地域の成長や雇用を支える企業へ成長できるよう、働き方・業務効率化や生産性向上の実現に必要な設備投資について補助金を交付するものとする。 対象事業） 本補助金における補助対象は、生産性向上等に資する設備投資に要する経費です。本補助金において、「生産性向上等」とは、以下の類型のいずれかに当てはまるものとし、従より少ない労力や、従来と同量以上の製品の生産を製造し又は従来と同量以上の製品を生産し、従来と比較して短時間又は少ない製造工程若しくは提供過程で、従来と同量以上の製品を製造し又は従来と同量以上の製品を生産し若しくはサービスを提供できるようになること ①製造・サービスの高付加価値化 今後、成長が見込まれる分野（DX・GX等）に資する革新的な製品・サービスの開発ができるようになること	交付決定日から2026年2月16日 (※4まで)	https://www.pref.chiba.lg/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先： ・県内の商工会・商工連携 ・公財）千葉産業振興センター ・公財）千葉市産業振興財団 ・千葉県制度課員取組企画推進課
41	○	○	○		なし	新分野展開・ 業態転換	長野県	長野県プラス補助金（第1弾） （中小企業経営構造転換促進事業補助金）	信州未来リーディング企業育成事業	2025年4月1日（火）～2026年2月13日（金） ※事業計画の提出期限：2023年9月29日（受付終了）	中小企業(通常枠)：500万円 中小企業(卒業枠)：1,000万円 中小企業(大規模資金引上枠)：2,000万円 中小企業(最低資金枠)：100万円 中小企業(緊急事態宣言特別枠)：100万円	・中小企業(通常枠)：4/30 ・中小企業(卒業枠)：定額 ・中小企業(大規模資金引上枠)：定額 ・中小企業(最低資金枠)：1/20 ・中小企業(緊急事態宣言特別枠)：1/20	長野県内中小企業	〇この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業（中小企業・産業、復興、大規模資金引上、成長資金枠及び緊急事態宣言特別枠）（※）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※上乗せ補助の対象は、第5回公募までの採択者です。 〇本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	本県経済において中心役割を果たしている中小企業の本業（ポストコロナ）に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、ニューノーマルに対応した低炭素リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援するための		https://www.pref.nagano.lg/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：産業・雇用 総合サポートセンター（地域経済局 商工観光課） 〇交付申請の前に、長野県から補助事業の確認を受ける必要があります。
42	○	○	○		なし	生産性向上・ 新商品開発	長野県	長野県プラス補助金（第1弾） （中小企業経営構造転換促進事業補助金）	中小企業ニューノーマル対応支援事業	2025年4月1日（火）～2026年2月13日（金） ※事業計画の提出期限：2023年9月29日（受付終了）	ものづくり・商業・サービス補助金：200万円 小規模事業者持続化補助金：20万円 IT導入補助金：90万円	・ものづくり・商業、サービス補助金：4/30 ・小規模事業者持続化補助金：3/20 ・IT導入補助金：4/30	長野県内中小企業	〇この補助金は、国が令和2年度の第3次補正予算で実施する中小企業生産性向上促進事業（ものづくり・商業・サービス補助金（※1）及び小規模事業者持続化補助金（※2）及びIT導入補助金（※3）のうち低炭素リスク型ビジネス枠を除く）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※1 上乗せ補助の対象は、第5回締切までの採択者です。 ※2 上乗せ補助の対象は、第5回締切までの採択者です。 〇本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の確認を受ける必要があります。	本県経済において中心役割を果たしている中小企業の本業（ポストコロナ）に向けた事業再構築を支援し、日本の各産業分野におけるリーディングカンパニーへの成長を促進するとともに、ウィズコロナ・ポストコロナを見据え、ニューノーマルに対応した低炭素リスク型ビジネスへの取組など、持続可能な経営形態への転換を支援するため		https://www.pref.nagano.lg/keizai/kyokai/kyosai.html	〇問合せ先：産業・雇用 総合サポートセンター（地域経済局 商工観光課） 〇交付申請の前に、長野県から補助事業の確認を受ける必要があります。

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/4/9

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分野	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助額/助成率	補助率/助成率	対象者	補助条件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
43	○	○	○		なし	新分野展開・業態転換	長野県	長野県プラス補助金（第2弾） （中小企業経営構造転換促進事業補助金）	事業再構築補助金（国）の拡充	2025年4月1日（火）～2026年2月13日（金） ※事業計画の提出期限：2023年9月29日（受付終了）	最低賃金枠(中小企業)：100万円 回復・再生応援枠(中小企業)：100万円 グリーン成長枠(中小企業)：500万円 原油価格・物価高騰等緊急対策枠(中小企業)：288万円 通常枠(中小企業)：100万円	・最低賃金枠(中小企業)：1/20 ・回復・再生応援枠(中小企業)：1/20 ・グリーン成長枠(中小企業)：1/10 ・原油価格・物価高騰等緊急対策枠(中小企業)：1/20 ・通常枠(中小企業)：1/12	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和3年度補正予算及び令和4年度予算補正予算で実施する中小企業等事業、再構築促進事業（中小企業・最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策及び通常枠）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※上乗せ補助の対象は、第6回公募から第8回公募までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の承認を受ける必要があります。	コロナ禍において、引き続き業績が厳しい中小企業の特長可能な経営形態への転換を促進し、ニューノーマルな社会変化への対応や競争力強化への取組を支援するため、予算の範囲内で、『長野県プラス補助金（第2弾）』（中小企業経営構造転換促進事業補助金：第2弾）を交付します。 この補助金は、国が令和3年度補正予算及び令和4年度予算補正予算で実施する中小企業等事業再構築促進事業（中小企業・最低賃金枠、回復・再生応援枠、グリーン成長枠、原油価格・物価高騰等緊急対策枠及び通常枠）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。		https://www.pref.nagano.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課） ○交付申請の際に、長野県から補助事業の承認を受ける必要があります。
44	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	長野県	長野県プラス補助金（第2弾） （中小企業経営構造転換促進事業補助金）	ものづくり・商業・サービス補助金（国）の拡充	2025年4月1日（火）～2026年2月13日（金） ※事業計画の提出期限：2023年9月29日（受付終了）	回復型賃上げ・雇用拡大枠：157万円 グリーン枠：250万円	・回復型賃上げ・雇用拡大枠：1/12 ・グリーン枠：1/12	長野県内中小企業	○この補助金は、国が令和3年度補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金のうち回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠に際る）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。 ※上乗せ補助の対象は、10次補助から12次補助までの採択者です。 ○本補助金の交付を受けるためには、国の補助金の交付決定を受けた後、事業計画を県に提出し、補助事業の承認を受ける必要があります。	コロナ禍において、引き続き業績が厳しい中小企業の特長可能な経営形態への転換を促進し、ニューノーマルな社会変化への対応や競争力強化への取組を支援するため、予算の範囲内で、『長野県プラス補助金（第2弾）』（中小企業経営構造転換促進事業補助金：第2弾）を交付します。 この補助金は、国が令和3年度補正予算で実施する中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金のうち回復型賃上げ・雇用拡大枠及びグリーン枠に際る）の交付決定を受け、事業を実施する県内中小企業が対象となります。		https://www.pref.nagano.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課） ○交付申請の際に、長野県から補助事業の承認を受ける必要があります。
45	○	○	○		なし	生産性向上・生産設備の省エネ	新潟市/新潟県	新潟市省力化・省エネ化補助金		2025年3月3日(月)～2026年2月27日(金) ※申請には、事前相談が必要	区分A：200万円 区分B：500万円 区分C：1,000万円	区分A：10％（※） 区分B：20％（※） 区分C：30％（※）	○市内の工場及び物流施設（日本標準産業分類に掲げる製造業、卸売業、出版業、旅客物運送業、商業、公共企業、物流施設業に属する業の用に供する事業所）に設備投資を行う中小企業者 ※建設業、卸売業、小売業（製造小売業を含む）等は対象になりません。	○対象経費 取得価格160万円以上の「機械及び装置」並びに「ソフトウェア」の導入経費 ○対象要件 [区分A] 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの (1)作業効率化：20％以上改善 (2)下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を20％以上削減、②省エネ効果20％以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの [区分B] 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの (1)作業効率化：30％以上改善 (2)下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を30％以上削減、②省エネ効果30％以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの [区分C] 以下の(1)及び(2)の要件を満たすもの (1)作業効率化：40％以上改善 (2)下記①～③のいずれかを満たすもの ①CO2排出量を40％以上削減、②省エネ効果40％以上達成 ③生産設備で使用するエネルギーを化石燃料から電力へ変換するもの (3)導入設備から製造された製品又は部品を構成する部材がCO2 排出量削減に寄与するものであり、工場の従来生産性率が1％以上向上するもの ※製造業のみ対象	市内の工場及び物流施設に設備投資を行う中小企業者に対し、補助します。		https://www.city.niigata.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：産業・雇用 総合サポートセンター（地域振興局 商工観光課） ※区分Cを維持している場合は、新潟市所管企業支援課 ○申請前に設備投資計画の事前相談が必要
46		○	○		なし	生産性向上	長岡市/新潟県	令和7年度イノベーション加速化補助金（デジタル技術活用事業）	デジタル化による設備・システムの導入や活用を行う事業	2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金)	200万円	1/2以内	市内に事業所を有する中小企業等	○申請前に、まずは事前相談申込書を長岡市商工産業支援課に提出してください。 ○同一の事業費が、2 つ以上の事業を申請することはできません。	デジタルビジネスニーズの事業化に取り組む中小企業等者を支援します。 対象事業） 以下の対象事業の、有効な①の事業についてののみ記載 ①デジタル化による新たなビジネス転換や生産性向上等を目的とした設備・システム・サービスの導入や活用を行う事業 ② ECサイト等のWeb販売サイトへの出店事業	交付決定日から事業が完了する日 （最長で2026年2月28日）まで	https://www.city.niigata.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：長岡市 商工 産業支援課 ○事前相談が必要です。
47	○	○	○		なし	生産性向上	静岡県	令和7年度航空機産業設備投資事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月16日(金) 正午必着 ※事前相談：2025年4月30日(水)まで	1,500万円	1/2以内	県内に本事業を遂行する主たる事業所・事業所を有する中小企業等	○補助金の交付申請時において以下に掲げる航空機製造に関する証状を取得している者及び航空機の整備、修理、点検を行う者 「航空機製造に関する証状」 ・AS/EN/JISQ9100 ・Nadcap 補助事業） 航空機産業において中小企業等が行う事業であって、部品の生産や加工、機体の整備、修理、点検を行う能力の増強に必要な機械設備投資（「航空機産業設備投資事業」）をいう。 ※ 航空機産業：日本標準産業分類の「航空機・同附属品製造業」に該当する分野及びこれに関連するものとして公益財団法人静岡県産業振興財団理事長が認めたもの	県内航空機産業の振興を図るため、当該産業において県内中小企業等が行う受注増や生産増に 対 応するために必要な設備投資を支援し、受注活動の拡大や技術の高度化を図ります。 補助事業） 航空機産業において中小企業等が行う事業であって、部品の生産や加工、機体の整備、修理、点検を行う能力の増強に必要な機械設備投資（「航空機産業設備投資事業」）をいう。 ※ 航空機産業：日本標準産業分類の「航空機・同附属品製造業」に該当する分野及びこれに関連するものとして公益財団法人静岡県産業振興財団理事長が認めたもの	交付決定日より2026年2月末日まで	https://www.shizuoka-shingsho.jp/2025/03/21/77stabitough/	○問合せ先：（公財）静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム
48	○	○			なし	新商品開発	静岡県	令和7年度試作品開発助成(次世代自動車)		2025年4月1日(火)～2025年5月9日(金) 12時 ※事前相談は必須：2025年3月19日(水)～2025年4月23日(水)	300万円	1/2以内	県内に主たる事業所・事業所を有する中小企業・中堅企業またはコンソーシアム（※） ※コンソーシアムとは、中小企業、大学及び研究機関等2以上（機械部）により構成されていること。詳細は募集案内を参照。	○事前相談は必ず受けてください。 ○同一・類似の課題名又は内容で、他の公的助成金・補助金を受けているもの又は採択が決定しているものは対象外。 ※サンプル品とは、展示会等で自社の技術力を示すことができるような製品サンプル	EV化(電気自動車)、自動運転化などに対応するため、次世代自動車分野に関する自社の技術力を広げ情報発信するために使用するサブジャンプの製作を行う事業に対して、助成します。 ※サンプル品とは、展示会等で自社の技術力を示すことができるような製品サンプル	交付決定の日から2026年1月31日まで	https://www.shizuoka-shingsho.jp/2025/03/19/77stabitough/	○問合せ先 公財 静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム
49	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	静岡県	中小企業等収益力向上事業費補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月20日(火) 17時	通常枠：500万円 DX推進枠：700万円	1/2以内	県内に主たる事業所(又は主たる事業所)を有する中小企業等	○計画期間 補助事業期間(1年又は2年)＋1年間のフォローアップ ○対象目標 計画期間の終了時点で、付加価値額又は従業員一人あたりの付加価値額について、年率平均3％以上の増加 ○伴走支援 県工団や金融機関等による伴走支援が必要 ※応募から事業実施、実績報告、フォローアップ期間の満了までを支援	中小企業・小規模事業者の持続的発展に向けて、物価高騰等による経営環境の変化に対応し、県工団等による伴走支援のもとで、独自の技術やサービス開拓を自衛する取組を支援します。 対象事業） 1)通常枠 付加価値の向上を目標とする2～3年間の事業計画を策定して行う下記の①又は②の事業 ①承認された経営革新計画に基づく事業 ②収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業 2)DX推進枠 上記の①又は②の事業で、デジタル技術（AI、ICT、IoT、ビッグデータ、RPA等）を活用した新たな商品・サービスの開発、業務の効率化・高度化等に取り組む事業	交付決定日から2026年3月31日まで	https://www.pref.shizuoka.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先 静岡県経済産業部商工産業政策支援課
50		○			なし	生産性向上	浜松市/静岡県	令和6年度（補正）浜松市産業用ロボット導入支援事業費補助金		2025年3月3日(月)～2025年4月30日(水) 15時	500万円	1/2以内	市内に事業所を有する中小企業者	○導入を行う場所が浜松市内の事業所であることが必要 ○対象は自動化ロボットや関節ロボット等のサービスロボットの導入は対象外 ○産業用ロボットとは 自動制御によるマニピュレーション機能や移動機能を持ち、各種作業をプログラムにより実行できる機械 ○「生産性向上」の一例 ・作業人数の削減（20（パーセント）以上の削減） ・労働時間の短縮（20（パーセント）以上の労働時間短縮） ・単位時間毎の生産量の増大（20（パーセント）以上の生産量の増大） ・生産コストの削減（20（パーセント）以上のコスト削減） など	本事業では、浜松市内の中小企業に対し、製造、梱包、仕分等の工程における産業用ロボットの導入費用の一部を補助することにより、産業用ロボットの導入促進ならびに生産性向上を図ることを目的としています。 対象事業） 浜松市内の事業所において、生産性の向上を図ることを目的に、製造、梱包、仕分等の工程で産業用ロボットの導入を行う事業	交付決定日から2026年2月28日	https://www.city.hamamatsu-shingsho.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：浜松市産業部産業振興課
51	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発	三島市/静岡県	三島市中小企業経営革新事業費		随時	100万円	1/2以内	市内に事業所を有する中小企業	○中小企業等経営強化法に基づき、静岡県に経営革新計画を承認された市内の事業者 ○令和2年4月1日以後の申請 1 中小企業者につき1計画あたり100万円とする。ただし補助金額が上限に達しない場合、その差額を翌年度以降に補助し上限とする。	静岡県が承認する経営革新計画を実施する市内中小企業を支援することにより、市内産業の活性化を図る。 対象事業） 1)静岡県に承認された経営革新計画に従って行われる事業。 2)補助を受けようとする年度に実施する事業。		https://www.city.mishima-shingsho.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：三島市商工観光まちづくり課または三島商工会議所
52	○	○	○		なし	工場・研究所の新増設	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Aタイプ （市町村と連携する県内再投資の支援）	随時	10億円（県支援分は5億円）	大企業：8％以内(県支援分は4％以内) 中堅・中小企業：10％以内(県支援分は5％以内)	大企業・中堅・中小企業 20年以上、県内（新設又は増設を行う市町村）に立地する工場等を有し、同一市町村内において製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業（中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助）	〔投資規模要件〕 大企業：25億円以上 中堅・中小企業：1億円以上 ※20年以上同一市町村内で工場等を有していること。 〔雇用要件〕 認定申請から支援期間が終了するまでの間、以下の常雇用者を維持 大企業：50人以上 中堅・中小企業：25人以上	長年にわたり、地域の経済・雇用の基盤を支えている企業の拠出を防止するため、立地市町村と連携し、県内における再投資を支援します。 【対象分野】 （1）自動車、航空宇宙、ロボット、環境、新エネルギー、情報通信、健康長寿関連分野 （2）愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種		https://www.pref.aichi.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など募集内容に違いがあります。 ○問合せ先：愛知県産業労働政策部産業立地連携課（立地推進グループ）
53	○	○	○		なし	工場・研究所の新増設	愛知県	新あいち創造産業立地補助金	Bタイプ （産業競争力強化に資する製品・部素材の製造・研究に取り組む企業への支援）	随時	10億円	大企業：8％以内(既設：4％以内) 中堅・中小企業：10％以内(既設：5％以内)	大企業・中堅・中小企業 製造業・ソフトウェア業に係る工場、研究所を新設又は増設する企業	〔投資規模要件〕 大企業：25億円以上 中堅・中小企業：2,000万円以上 〔雇用要件〕 常雇用者数50人以上 大企業：10人以上 中堅・中小企業：5人以上	サプライチェーンの中核をなす分野や成長産業分野において、県内の経済活力や雇用の振興防止・拡大につながる、小さくとも重要な企業立地を支援します。 【対象分野】 （1）自動車、航空宇宙、ロボット、環境、新エネルギー、情報通信、健康長寿関連分野 （2）（1）のうち、以下のいずれかに該当するもの ①産業競争力の強化に資すると認められる製品を製造する工場・研究所 ②産業競争力の強化に資すると認められる製品の原料(※)となる部素材を製造する工場、研究所 ※産業競争力の強化に資する事業に必要な部材のうち同県固有のもの(汎用品は対象外)		https://www.pref.aichi.jp/kenzishin/cosmos/kyuzen-shinkan2.html	○問合せ先：愛知県産業労働政策部産業立地連携課（立地推進グループ）

設備購入が補助対象にある補助金_支援金_奨励金_助成金

データ日付: 2025/4/9

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE: 機械設備を対象とする補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・ロボット: ロボットが設備対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金
- ・IoT: IoT機器導入が対象として明記されている補助金_支援金_奨励金_助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

新規追加または情報更新

概要													詳細					
おすすめ度																		
No	FA(工作機械・ROBOMACHINE)	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
54	◎	◎	◎		なし	工場・研究所の新増設	愛知県	21世紀高度先端産業立地補助金		2025年4月1日(火)から随時	100億円 (投資額300億円以下の場合: 10億円)	大企業: 8%以内(既設工場での設備投資は4%以内) 中堅・中小企業: 10%以内(既設工場での設備投資は5%以内)	大企業、中小企業 製造業、ソフトウェア業に係る工場・研究所を新設又は増設する企業 (中小企業の工場の場合は、市町村を通じた間接補助)	【設備取得要件】 大企業 (工場): 50億円以上 大企業 (研究用): 5億円以上 中堅・中小企業: 2億円以上 【雇用要件】 常雇用人数の増 大企業 (工場): 20人以上 中堅・中小企業 (工場): 5人以上	県経済に大きな技術波及・雇用創出効果をもたらす。高度先端産業分野における大規模な工場・研究所の立地を支援します。 【対象分野】 航空宇宙、環境・新エネルギー、健康長寿、情報通信、先端素材、ナノテクノロジー、バイオテクノロジー関連分野		https://www.pref.aichi.go.jp/aichi/iroku/taishu/21st/index.html	○中小企業の場合は、市町村を通じた間接補助 ○連携する市町村により、補助額、補助率など募集内容に違いがあります ○問合せ先: 愛知県産業労働部産業立地推進課 (立地推進グループ)
55	◎	◎	◎		なし	新商品開発・生産性向上	愛知県	航空宇宙産業応援補助金		2024年4月1日(月)～2026年3月31日(火) (随時受付)	1.5億円	1/4以内	県内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っている企業	○航空宇宙産業に係る事業について、直近の3年間のうち、任意の3か月分の合計売上高が、2019年中の同時期の売上高に比べて10%以上減少している企業 ○対象経費: 航空宇宙分野における製品の開発、生産等を行うために県内において設置する機械又は装置の購入代金、運搬費及び据付工事費 (1設備あたり2千万円以上) ○同一補助対象設備に対して、国や他自治体の補助金と併用してご利用いただけます。 (事業所構築補助金、名古屋市長航空宇宙産業設備投資促進補助金、小牧市中小企業次世代成長基盤設備導入補助金等) ※国や他自治体の補助金の要綱等をご確認ください ○2025年度末までに事業を完了すること。	愛知県では、県内で新規設備投資を行う航空機サプライヤーを対象に、航空機需要回復に向けた生産設備の維持・強化の取組を支援します。	交付決定日～2026年3月31日	https://www.pref.aichi.go.jp/aichi/iroku/taishu/aviation02.html	○問合せ先: 愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課 次世代産業室 航空宇宙産業グループ ○提出方法: あいち電子申請・届出システム
56		◎			なし	ロボット導入事前調査	愛知県	2025年度 ロボット米活用領域導入検証補助金		2025年3月24日(月)～2025年6月13日(金) 17時30分	500万円	中小企業者等: 2/3以内 大企業注2、大学、研究機関、その他団体: 1/2以内	○「あいちロボット産業クラスター推進協議会」に参加している中小企業者等、大企業、大学、研究機関、その他団体 ○ロボットの提供側、利用側がいずれかであること。 【提供側】ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 【利用側】ロボットの提供側が製造・構築・販売する機器又は提供するサービスを利用する者 ○ロボットの提供側、利用側がいずれかが県内に事業所を有すること。	○ロボットの提供側、利用側の双方が参画する事業実施体制を組むこと。 ○同一目的の事業において、国や地方公共団体等から補助金等の交付を受ける場合には、原則として、該目的はこの補助金の対象としない。 【提供側】ロボットメーカー、ロボットシステムインテグレーター、ロボットサービス提供者等 【利用側】ロボットの提供側が製造・構築・販売する機器又は提供するサービスを利用する者 ○ロボットの提供側、利用側がいずれかが県内に事業所を有すること。 対象事業 下記分野のうち、ロボット米活用領域 (用途) において実施する事前検証が対象 ・製造・物流分野: 食品製造業における産業用ロボット等の活用や、ピッキング・搬送ロボットの活用による物流の自動化 ・医療・介護分野: 介護ロボット (移動・移送・排泄支援、見守り、コミュニケーション) やリハビリ支援ロボットの活用 ・空モビリティ活用分野: 荷物搬送やインフラ点検業務におけるドローンの活用 ・業務用サービスロボット活用分野: 自動搬送ロボット、案内・コミュニケーション・警備ロボットの活用	ロボットの活用が進まない領域 (用途) において、その用途の1つとなっている技術面や費用対効果等の不透明さを解決するための事前検証を支援し、ロボット導入の促進を図ります。さらに、事前検証を通して明らかになった効果や立証された事業モデルについて、同様のユースケースへの複製・拡大につなげることを目的としています。	交付決定日～2026年3月31日	https://www.pref.aichi.go.jp/aichi/iroku/taishu/robot02.html	○問合せ先: 愛知県 経済産業局 産業部 産業振興課 次世代産業室 ロボット産業グループ ○提出方法: あいち電子申請・届出システム
57			○		なし	ロボット導入事前調査	愛知県	2025年度 中小企業デジタル化・DX支援補助金		2025年4月1日(火)～2025年6月11日(水) 17時	200万円	中小企業: 1/2以内 小規模企業者: 2/3以内	「あいち産業DX推進コンソーシアム」に参加している県内に事業所を持つ中小企業、小規模企業者	○対象事業 生産管理、仕入・在庫管理、販売・顧客管理、バックオフィス業務 (財務会計・人事等) における、業務の効率化や高度化を図る以下の取組 A) デジタル技術を活用した業務プロセスや生産プロセスの可視化・課題認識のためのコンサルティング B) 生産性向上や省力化のためのデジタルツール導入 C) 既存システムの改修や新システムの構築 ○同一目的の事業において、国等の補助金等の交付を受ける場合には、速やかに県に報告すること。国等の補助金等を受ける部分については、原則として、この補助金を交付しない。	効果的なデジタル化・DXを実現するためには、自社の業務プロセスを分析し、経営課題を認識することが必要となります。また、機器化、ソフトウェアの導入だけでなく、システムから即座に、最新のデジタルツールやクラウドシステムと連携できる環境を整えることが重要です。 については、これまで支援してきたデジタルツールの導入に加え、中小企業のニーズを踏まえた課題解決のコンサルティング、システム構築や既存システムの改修に係る支援を実施することで、引き続き県内企業のデジタル化・DXを推進します。	交付決定日～2026年2月28日まで	https://www.pref.aichi.go.jp/aichi/iroku/digital-dx-support-agent02.html	○問合せ先: 愛知県経済産業局産業部 産業振興課 デジタル産業グループ ○「あいち産業DX推進コンソーシアム」に関する問合せ先: (公財) あいち産業振興機構 (コンソーシアム事務局)
58	◎	◎	◎		なし	生産性向上	名古屋市/愛知県	令和7年度 名古屋市長航空宇宙産業設備投資促進補助金		2025年4月1日(火)～2025年9月30日(火)	1,000万円	補助対象経費の10%以内	市内に事業所を有する中小企業者	○航空宇宙産業に関する認定等 (認定にあつては、補助対象事業を行う事業所に対するものに限る。)を受けること ※ 認定等とは、「JIS Q 9100」(Nadcap) の認定のほか、これらに準ずるもの (航空機製造企業メーカーによる独自規格、「JIS Q 9100」と同等以上のもの (JIS4000) 等) をいいます。	航空宇宙産業に取り組む中小企業の販路拡大や生産増、機能高度化等への対応を支援するため、市内の事業所に機械設備やソフトウェアを導入する事業に対して、その経費の一部を補助します。 対象事業 市内に所在する事業所において、航空宇宙産業に関する設計・製造・検査で使用する「機械設備」や「ソフトウェア」を購入し、設置又は修繕する設備投資	https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000153467.html	○問合せ先: 名古屋市経済所インベーション推進部次世代産業振興課	
59	○	○	○		なし	工場・研究所の新増設	名古屋市/愛知県	名古屋市内企業再投資促進補助金		随時 ※工事着工 (設備一新の場合は発注日) の30日前まで	大企業: 5億円 中堅企業: 5億円 中小企業: 10億円	大企業: 4%以内 (※) 中堅企業: 5%以内 (みなし大企業は4%以内) (※) 中小企業: 10%以内 (みなし大企業は8%以内) ※別に愛知県からも補助が受けられます。(固定資産取得費用に対し、中堅企業は5%以内 (みなし大企業は4%以内)、大企業は4%以内)	○愛知県の「(新)あいち創造産業立地補助金」に採択されることが必要 ○20年以上、市内に立地する工場等を有する企業で、工場・研究所の新増設を行う企業 ※工事着工 (設備一新の場合は発注日) の30日前まで	名古屋市では、長年にわたり、市内の経済・雇を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。 対象事業 ・工場・研究所の新増設 ・設備一新 対象分野 愛知県及び名古屋市の以下の対象分野要件を満たすことが必要です。 ○名古屋市の対象分野 【次世代成長分野】 (1) 次世代自動車関連分野 (自動車関連を含む。)(2) 航空宇宙関連分野 (3) 環境・新エネルギー関連分野 (4) 健康長寿関連分野 (5) 情報通信関連分野 (6) ロボット関連分野 (7) その他市長が認める分野 ○愛知県の対象分野 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の集積圏種 (東尾張地域)	名古屋市では、長年にわたり、市内の経済・雇を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。 ※「(新)あいち創造産業立地補助金 (Aタイプ)」に対応した補助金	https://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000117181.html	○問合せ先: 名古屋市経済所インベーション推進部産業立地交流室 産業立地交流係	
60	○	○	○		なし	工場・研究所の新増設	一宮市/愛知県	一宮市企業再投資促進補助金		随時	3億円	固定資産取得費用 (土地を除く) の10% (※) ※みなし大企業に該当する中小企業は8%	工場・研究所の新増設等を行う中小企業 工場等が20年以上愛知県内で立地し、かつ概ね10年以上一宮市に立地しており、25人以上の常雇用者を有する企業	○【設備取得要件】 固定資産取得費用1億円以上 (土地を除く) ○【雇用要件】 ・支援期間中において、常雇用者を25人以上維持すること。 ○一宮市企業立地奨励制度の「立地促進奨励金」の併用はできません。 対象分野 ・自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連など ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の指定地域集積圏 (東尾張地域)	長年にわたり、地域の経済・雇用の振興を支えている企業の流出を防止するため、愛知県と連携し、市内における再投資を支援します。 ※「(新)あいち創造産業立地補助金 (Aタイプ)」に対応した補助金 対象分野 ・自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連など ・愛知県の産業集積の推進に関する基本指針の指定地域集積圏 (東尾張地域)	https://www.city.ichinomiya.aichi.jp/keizai/taishu/000115474/0109/184361/1800526.html	○問合せ先: 一宮市企業立地推進課	
61	◎	◎	◎		なし	生産設備の省工美化	刈谷市/愛知県	令和7年度 刈谷市事業用脱炭素促進設備導入費補助金		2025年4月1日(火)～2025年7月9日(水)	1,000万円	1/2	市内に事業所を有し、当該事業所において事業を行っていること	○次のいずれにも該当する事業 ・省エネルギー診断 (※) に基づき、市内事業所に設備を導入するもの ・申請日において着手しておらず、令和2年3月1日 (月曜日) までに完了するもの ・設備導入前と比較して、事業所全体の年間CO2排出量を10%以上削減することが見込まれるもの ・補助対象経費の合計額が300万円以上であること ※省エネルギー診断は、設備ごとではなく、事業所全体で実施してください。省エネルギー診断機関の選定には、刈谷市のHPを参考にしてください。	市域におけるCO2排出量の削減を図るため、市内事業者が省エネルギー診断に基づき実施する、省エネルギー設備への更新や再生可能エネルギー発電設備の導入に対して補助金を交付します。 対象事業 エネルギー管理士等の有資格者による省エネルギー診断を受け、その提案に基づき実施するCO2排出量の削減に寄与する事業	https://www.city.kariya.jp/keizai/page/1003930/1012572.html	○問合せ先: 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係	
62		○	○		なし	生産性向上	小牧市/愛知県	小牧市中小企業デジタル化支援補助金		2025年4月1日(火)～2026年2月27日(金)	100万円	1/2	市内に事業所を有する中小企業等	○市内事業所で取り組む事業。 ○国・都・その他の機関から同一事業に対して補助金を受給している事業は、対象外。 ○本補助金におけるデジタル技術の導入とは、下記のいずれかに該当するもの。 (1) AI (人工知能) を利用した取組 (2) IoT (モノのインターネット) を利用した取組 (3) RPA (手作業やPC業務の自動化) を利用した取組 (4) クラウドサービスを利用した取組 ○交付申請時に「にまな新産業振興センター」が発行する「確認書」が必要です。	生産性向上のため、デジタル技術を導入する事業者に対し、その経費の一部を補助します。 対象事業 デジタル技術を導入して生産性向上を図る取組で、申請書の提出をした年度の2月末日までに当該設備等の設置が完了するもの。	http://www.city.komaki.aichi.jp/keizai/000115474/0051.html	○問合せ先: 小牧市役所 商工振興課 新産業創出係	
63	○	○	○		なし	生産性向上・新商品開発・新分野展開・業態転換・生産拠点整備	三重県	三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金 (第1期)		2025年3月4日(火)～2025年4月10日(木)	200万円	1/2以内	三重県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業等	○三重県短経型向上計画の認定申請を行うことができる者 ○エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組を実施することで、従業員の賃金引き上げにつなげようとする者 ※ 賃金引き上げは必須要件ではありませんが、事業実施期間内に、従業員の賃金引き上げに取組む事業者に対しては加算措置を行います。 ○同一事業者が同一内容で本制度以外の国、市町等が助成する他の制度 (補助・委託事業等) を活用して重複する補助事業を実施している場合には本補助金の対象外です。 ○補助金申請時に作成した経営向上計画書に基づいて「三重県短経型向上計画 (ステップ2以上)」を策定し、令和7月末までに公益財団法人三重県産業支援センターに提出し、三重県の認定を受けてください。	原油、ガス、電気等のエネルギー価格が高騰し、企業活動に様々な影響を及ぼしています。本補助金は、こうした状況にあっても、従業員の賃金引き上げ等につなげるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって競争的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。 対象事業 エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、生産性向上や業態転換を図るために実施する以下の経営向上の取組 (1) 省エネルギー機器や完全事業消費費用再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上 (2) 省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上 (3) サプライチェーンの強靱化のための部材材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築 (4) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築 (5) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築 (6) 新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化や新たな顧客層の開拓につなげる販路開拓 (7) その他エネルギー価格等高騰の属に対応するための取組	交付決定日～2025年10月31日まで	https://www.pref.mie.lg.jp/949NSAN/HP/0014300/0177_00023.html	○問合せ先: 申請書提出先: (公財) 三重県産業支援センター 経営支援課 生産性向上補助金 係 ○申請方法 郵送のみ

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金・支援金・奨励金・助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金・支援金・奨励金・助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金・支援金・奨励金・助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

	新規追加または情報更新
--	-------------

概要														詳細				
おすすめ度																		
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助限度額	補助率/助成率	対象業	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考
64		○	○			生産性向上	大垣市/岐阜県	令和7年度 企業DX支援事業補助金 (IoT導入支援)		2025年4月1日(火)～随時 ※予算額に達した時点で募集を終了	100万円	補助対象経費の1/2以内 ※補助対象経費から国・県等の補助金を差し引いた額を基準とします。	市内に住所を有する中小企業者・事業者（製造業に限る） ○対象事業 従来から行われている単独機械の自動化や工場の生産管理ソフトの導入にとどまらず、そこから収集される各種の情報を「データ」と活用して、次のいずれかは、構築を行うことが必要になります。 ・監視（モニタリング） ・保守（メンテナンスサービス） ・制御（コントロール） ・データ分析（アナライズ） ○市内の工場・事業所等に設備を導入するのが対象となります。 ○実績報告書は、事業完了後30日以内、または令和8年3月27日までおよびいずれか1日より前までに提出。	大都市では、生産性向上や、業務の効率化などを目的とする事業者の整備を支援するため、製造現場等におけるDXの取り組みに係る経費の一部を補助します。 支援内容 本補助金は以下の(3)IoT導入支援が対象です。 (1)DX人材育成支援 (2)スマート経営アドバイザー派遣支援 (3)IoT導入支援 IoT導入支援の概要 製造現場の問題解決等のため、IoT・ロボット・AI等の先端技術を活用した取り組みの支援		http://www.city.gakyo.jp/cityinfo/kyougi-dx/	〇問合せ先：大垣市経済部産業振興課	
65		○	○			生産性向上	福井県	令和7年度 ふくいDX加速化補助金		1次募集： 2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金)17時必着 2次募集： 2025年7月1日(火)～2025年7月31日(木)17時必着	400万円	1/2（小規模事業者は2/3）	○県内の中小企業・小規模事業者 ○「デジタルツール」とは、デジタル技術を活用した「機械装置」、自社の業務のために構築および導入する「情報システム」や「パッケージソフトウェア」、月額や年額の利用料を支払い、サービスを利用する「クラウドアプリケーションサービス」、自社に設備を設置せず、遠隔地に設置された設備からネットワーク経由でサービスを利用する「クラウドサービス」等。デジタル技術を活用した機械装置やシステム、ソフトウェア等を指し、これらを幅広く本事業の補助対象とします。 ○補助金の対象事業となるには、単にデジタルツールを導入するだけでは足りず、導入したデジタルツールを活用し、自社の生産性や業務等の改善を図り、付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立する取組が必要であります。	県内中小企業家等が、IoT・AI・VR・AR・クラウドサービス等のデジタルツールを導入し、業務効率化や生産性向上、業務等の改善を図る取組を支援することで、県内産業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させる。 対象事業 デジタルツールを活用し、自社の生産性向上や業務等の改善を図り、自社の付加価値や売上を向上させ、競争上の優位性を確立しようとする取組、又はその取組をもとに、新たなビジネスモデルの構築を目指すし、ITシステムの開発、改修等に取組む事業であって、DXを加速するための社内体制の整備や人材育成に積極的に取り組む事業者が福井県内で実施する事業	交付決定日～2026年1月31日	https://www.fbc.jp/about/fukui/digital/	〇問合せ先： 公財）ふくい産業支援センター 経営支援課	
66	○	○	○			生産性向上・生産設備の省エネ化	横浜市/福井県	令和7年度 チャレンジ企業応援補助金		2025年4月1日(火)～2025年6月2日(月) 17時15分	200万円	2/3以内	市内に主たる事業所を有する法人・個人事業主で、製造加工業を営むもの ○審査会での特典が必要となる補助金です。	市内事業者が行う次の事業を支援します。 対象事業 ①新製品・新技術開発事業：新製品または新技術の開発など製造技術の高質化に関する取り組みを支援します。 ②新事業創出・業績転換事業：新事業の創出および業績転換等を支援します。 ③IoT導入事業：人手不足の解消と事務の効率化による生産性向上や労働力確保、省エネ推進のためのIoT導入を支援します。		https://www.city.sakai.lg.jp/kaijo/kaihaku-shingyosha-kyosei-jishin.html	〇問合せ先：横浜市 産業振興課	
67		○	○			生産性向上	富山県	富山県中小企業トランスフォーメーション補助金 (第2次募集)		2025年2月25日～2025年7月31日	課題見える化枠（見える化）：100万円 課題見える化枠（対策）：500万円 DX枠：500万円 GX枠：500万円	課題見える化枠（見える化）：一律3/4 課題見える化枠（対策）：500万円 DX枠：500万円 GX枠：500万円 ※ 補助率引上げ要件（給与支給総額を3%以上引上げ）	県内に主たる事務所を置く（本社登記が県内）、中小企業者、小規模事業者等 ○対象事業 ・課題見える化枠（見える化）：外部機関による診断等によりエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機器稼働状況等を見える化する取組み ・課題見える化枠（見える化）以外： ・中小・組合：1/2 or 2/3（※） ・小規模種：2/3 or 3/4（※） ・GX枠：二酸化炭素の削減達成率に資する業務プロセスの改善や先進的な取組み ○「課題見える化枠(①見える化)」を除く全ての枠について、実施期間中に事業場内賃金(時給)の平均 10 円以上引上げ必須 ○補助率引上げ要件 事業実施期間内（実績報告提出日まで）に給与支給総額（月額）を前年同月比で3%以上引き上げることを。 ○対象事業 ・課題見える化枠（見える化）：外部機関による診断等によりエネルギー使用量、二酸化炭素排出量、機器稼働状況等の見える化により自社課題を発見可能。現場改善につなげる取組みや、課題解決のためDXやGXを通じて業務プロセス、事業構造の改革や最適化を図る意欲的な取組みを幅広く支援するものです。また、生産性の向上による員上げに向けた取組を実施された場合は補助率の引上げにより、支援を一層強化します。	2025年1月31日～2026年1月9日	https://www.tokai.or.jp/joho/2023/1124_diamond.html	〇問合せ先：富山県中小企業トランスフォーメーション補助金事務局		
68		○	○			生産性向上	堺市/大阪府	令和7年度 堺市中小企業デジタル化促進補助金		2025年5月1日(木)～2025年8月29日(金) ※本補助金を申請される方は、2025年7月16日(水)17時まで に堺市産業振興センターが堺商工会議所の担当窓口へ申込をする必要があります。	100万円	1/2以内	堺市内に主たる事業所を有する中小企業者（みなし大企業は除く） ○主な申請要件 (1)事前に、堺市産業振興センターの「産業界DX支援センター」又は、堺商工会議所の「IT導入・デジタル化支援専門家派遣」の支援を受けている必要があります。 本補助金を申請される方は、2025年7月16日(水) 17 時 まで に それぞれの支援団体の担当部署へ申込する必要があります。 (2)「マナビDX」に掲載しているオンライン講座を受講すること。 (3)「堺DX診断」を受検すること。 ○以下のいずれにもあてはまらないこと。 ・市税の滞納がある。 ・本事業に対して、同一事業者として既に申請している。 ・過去に堺市中小企業デジタル化促進補助金の交付を受けている。 ・本事業への申請内容と同一の事業内容で役又は他の地方公共団体その他の機関から補助金等の資金助成を受けている、または受ける予定である。	人手不足や原油価格高騰をはじめとする、企業を取り巻く環境が急激に変化している中で、市内中小企業の生産性向上をめざし、市内中小企業がデジタルツールを活用し、将来にわたり継続的に自社の業務の成長・発展に取り組み費用の一部を補助することで、市内中小企業の経営基盤の強化を図ります。 対象事業 デジタルツール(※1)を活用して、将来にわたり継続的に自社業務の成長・発展を図る補助事業 ※1 「デジタルツール」とは、本事業においては、「IoT」、「AI」、「ロボット」、「RPA」、「ソフトウェア」、「クラウドサービス」をいう。	交付決定日から2026年2月13日まで	https://www.city.sakai.lg.jp/kaijo/shibetsushien/kyosei-jishin.html	〇問合せ先：堺市産業振興局 産業戦略部 地域政策課	
69	○	○	○			生産性向上・新商品開発	四條畷市/大阪府	なわて事業者チャレンジ支援補助金	設備導入支援補助金	2024年6月1日(土)～2025年5月31日(土)	設備導入支援補助金：1,000万円	1/2（※）	市内に事業所がある中小企業者個人事業主 ○対象事業 中小企業経営者、親士または認定経営革新等支援機関が認定する事業計画に基づき、職場環境の改善または経営に資するための設備導入に要する費用 ○低エネルギー・対価設備、再生可能エネルギー発電設備、先設備等導入計画に基づく設備、新しい生活様式に対応した設備について ①省エネルギー対策設備 令和4年度補正予算 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金補助対象施設品型登録表に基づき登録された設備、又は登録基準を満たす設備であること。 ②再生可能エネルギー発電設備 太陽光発電、風力発電、バイオマス発電等の再生可能エネルギーを利用して、自社で使用するエネルギーに充当する設備であることを。 ③先端設備等導入計画に基づく設備 「中小企業等経営強化法」に規定された、中小企業数が設備投資を通じて外販生産性の向上を図るための「先端設備等導入計画」を策定し、四條畷市から認定を受けた新たに導入する設備であること。 ④新しい生活様式に対応した設備 新しい生活様式に対応した設備で、換気・衛生管理・人と距離の確保の目的を持って導入する比較的大きな設備であること。	地域経済の好循環の創出を趣旨とし、各事業所の経営の拡大や職場環境の改善、また、創業者希望に対して積極的な市内での創業を促すことをねらいに、雇われある事業者が行った経営的に自主できる職場の構築に向けた設備に対して支援することで、市内商工業の活性化を図ることを目的とします。 対象事業 (1)既存事業所向け ①設備導入支援補助金（※） ②施設関係支援補助金 ③事業計画策定支援補助金 (2)新規創業向向け ④新規創業 改修等 支援補助金 ⑤創業支援補助金 ⑥事業計画策定支援補助金 ※上記は記事の内容、有効な補助金は以下の通りです。 【(1)既存事業者向け】の「①設備導入支援補助金」。	交付決定日～2025年5月31日まで	http://www.nagasaki-city.jp/nagasaki-shibetsushien/index.html	〇問合せ先：なわて事業者チャレンジ支援制度専用相談係	
70	○	○	○			生産性向上・新商品開発	京都府	令和7年度 産学公の森（企業の森・産学の森） 推進事業 補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月30日(金)17時必着	アーリーステージコース： 120万円 事業化促進コース： 2,000万円 本格的事业展開コース： 5,000万円	アーリーステージコース：1/2 事業化促進コース：1/2以内（15％※） 本格的事业展開コース：1/2以内（15％※） ※土地造成費、建物建設費、本格的な生産・販売設備は15％以内	京都府内に拠点を有する中小企業を代表企業とし構成企業又は大学等研究機関が1校以上参加する、産産・産学連携グループ（構成企業には京都府内に拠点を有する大企業も参加可） ただし、グループを構成する企業のうち、「スタートアップ企業」においては、京都府内に拠点が無い場合であっても、財団理事長が認める場合に限り 補助金の交付対象企業とします。 また、代表企業と構成企業が親会社・子会社の関係にある場合は、代表企業もしくは構成企業のどちらか一方のみが補助金の交付対象となります。	京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を行う拠点を有する中小企業者や代表企業とし、構成企業又は大学等研究機関を含む2者以上からなる産産連携グループ又は産学連携グループであること。 ○対象事業 京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を行う拠点を有する中小企業者で、かつ生産性向上と高付加価値化の同時実現を目指す持続可能性の高い事業に取り組む者（財団が令和7年度に実施する「産学公の森（「企業の森・産学の森」）推進事業」、「共創型もつくり支援事業」とは併称申請できません） ○国等の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合においては、併願申請は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用できませんので御注意ください。	地球温暖化、食糧問題と多様な社会課題の解決は、持続可能な社会の構築だけでなく成長産業として経済の活性化にも寄与するものですが、企業単独での解決を図ることは困難であり、オープンイノベーションによる社会課題解決型ビジネスの創出が求められています。本補助金は、企業や大学等研究機関と連携し、社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図る産学公の森による取組を支援します。 対象事業 ①アーリーステージコース：目指すベキグループ事業の認定や実現に向けた勉強会・研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査等の調査、必要技術の可能性検証、技術開発等 ②事業化促進コース：試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等 ③本格的事業展開コース：実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備設置（生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等）、それらと連動した販路開拓等	交付決定日から2週間	https://www.k21.jp/kyoto-shibetsushien/	〇問合せ先：公財）京都府産学21 企業総務部 事業成長支援担当
71	○	○	○			生産性向上・新分野展開	京都府	令和7年度 京都工コノミック・ガーデンニング支援強化事業補助金		2025年4月1日(火)～2025年5月23日(金) 17時必着	事業創生コース：100万円 事業化促進コース：1,000万円 本格的事业展開コース：3,000万円	事業創生コース：1/2以内 事業化促進コース：1/2以内（15％※） 本格的事业展開コース：1/2以内（15％※） ※土地造成費、建物建設費、本格的な生産・販売設備は15％以内	京都府内に本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を行う拠点を有する中小企業者 ○京都府が推進している「産産創造リーディングゾーン」関連の取組や、グローバル展開を図る施設などの特典があります。 ○対象事業 京都府内に本補助事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を行う拠点を有する中小企業者で、かつ生産性向上と高付加価値化の同時実現を目指す持続可能性の高い事業に取り組む者（財団が令和7年度に実施する「産学公の森（「企業の森・産学の森」）推進事業」、「共創型もつくり支援事業」とは併称申請できません） ○国等の機関が実施する他の制度において併願が認められている場合においては、併願申請は可能ですが、他の補助金、助成金等の交付を受けている費用について、併用適用できません。	近年の社会経済情勢の激しい変化を受け、「持続性」の高い産業構造の構築が求められており、特に経済の活性化に寄与するものですが、企業単独での解決を図ることは困難であり、スタートアップ企業をはじめとする中小企業と産官学がより一層密となっています。こうした中で、国内人口の減少に伴う人材不足や国内市場の縮小、サプライチェーンのグローバル化に伴う原材料価格の高騰に加えて、人件費の上昇、急速に進展する生成AIやDXへの対応など、激変している経営環境に対応するため、プロセス（工程）の見直しによる生産性向上と高付加価値化の同時実現が急務な事業が求められています。本補助金では、自社の強みの見直し、磨き上げ、組合を組織的に進出し、生産性向上と高付加価値化の同時実現を目指す事業者に対し、企業人材からデータ分析、課題調査、試作開発、実証、販路開拓、さらには応用研究、生産技術開発、量産体制整備等に至る一連のビジネス構築を支援します。 対象事業 京都工コノミック・ガーデンニング支援強化事業は、単独の企業に生じ、生産性向上と高付加価値化の同時実現を目指す持続可能性の高い多様な事業化の取組（計画～販路開拓・設備設置）に対応できるよう、以下の3つの支援メニューを設けています。 ①事業創生コース：データ分析や課題調査等によるプロセス（工程）の見直し等、事業計画段階での多様な取組 ②事業化促進コース：生産性向上・高付加価値化の同時実現のための試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等 ③本格的事業展開コース：実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備設置、それらと連動した販路開拓等	交付決定日から2週間	https://www.k21.jp/kyoto-shibetsushien/	〇問合せ先：公財）京都府産学21 企業総務部 事業成長支援担当	

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金 支援金 奨励金 助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金 支援金 奨励金 助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金 支援金 奨励金 助成金

採用実績：当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

	新規追加または情報更新
--	-------------

[illegible]

補助金_支援金_奨励金_助成金のおすすめ度

- ・FA(工作機械)、ROBOMACHINE：機械設備を対象とする補助金 支援金 奨励金 助成金
- ・ロボット：ロボットが設備対象として明記されている補助金 支援金 奨励金 助成金
- ・IoT：IoT機器導入が対象として明記されている補助金 支援金 奨励金 助成金

採用実績: 当社顧客の採用実績について連絡のあった補助金_支援金_奨励金_助成金

背景色凡例

	新規追加または情報更新
--	-------------

概要														詳細									
おすすり度																							
No	FA(工作機械)・ROBOMACHINE	ロボット	IoT	採用実績	紹介資料	目的分類	地域	名称	サブカテゴリ	募集期間	補助総額	補助率/助成率	対象者	補助要件	目的・対象事業	対象期間	URL	備考					
82	○	○	○			生産性向上	新居浜市/愛媛県	令和7年度 新居浜市中小企業振興補助金	生産性向上機器導入事業	事業完了日から30日以内、またはは2026年2月2日まで	100万円	事業費の10/100以内	中小企業等	○生産性向上機器導入事業 補助事業内容：中小企業等（設備）が生産性向上に資する機器を導入したとき。 ○事業範囲 生産性向上に資する機器の導入は、生産システム全体の合理化、製品の高付加価値化及び効率化を図るためのMC（数値制御）工作機械その他市長が認めた機器の導入（リース及びレンタルを含む。） ※その他の市長が認めた機器とは：産業ロボット、レーザー加工機等	新規設営では、中小企業の経営の安定及び雇用の促進を図るために助成制度を設けています。 【対象事業】 以下のタイプあり。本項目は「生産性向上機器導入事業」が対象です。 ・共同施設設置事業 ・事業内設置事業 ・空き店舗活用事業 ・産業財産権取得事業 ・人材養成事業 ・市場拡大及び輸出等事業 ・生産性向上機器導入事業 ・外国人人材活用支援事業 ・人材確保事業 ・労働環境改善事業	～2026年2月28日まで	https://www.city.niijima.ehime.jp/kankou/shimin/seisaku/kyosei/kyosei.html	〇問合せ先：新居浜市産業振興課					
83		○				生産性向上	高知県	令和7年度 高知県食品加工施設等整備促進事業費補助金		2025年4月2日～2025年5月8日 17時15分	5,000万円	1/2以内	高知圏内で食品を製造する中小企業等	○以下の要件を満たすこと (1) 新築・増築を決定済みであること (2) 事業実施後5年以内に、現状の年間総出荷に対して1,000万円以上の増収、若しくは、30パーセント以上の増収額の、いずれかの方を選択すること (3) 事業実施後5年以内に、本補助事業により生産される商品について、年間に使用する主要な材料の仕入れに係る金額又は数量の増大率の少なくとも30%以上とすること (4) 事業実施後5年度終了時点において、従業員数を1名以上増加させていること（新規雇用者は、県内での直接雇用に限る） (5) 投資効率が1.0以上であること	本補助金は、県内で食品を製造する事業者が、輸送効率を目的として取り組む「商品づくり」、「衛生管理レベル向上」及び「安定供給体制の強化」に必要な機器導入や施設整備等の費用の一部を助成することで、県内食品産業の持続的かつ発展的な経営基盤の強化を図るとともに、原材料生産や新規雇用を通じた地域経済の活性化に寄与することを目的としています。	交付決定日～2026年3月3日	https://www.pref.kochi.jp/daidou/2025051500030/	〇問合せ先：高知県 産業振興推進部 地産地消・外商課 輸出振興室					
84		○	○			生産性向上	高知県	令和7年度 高知県食品加工高度化支援事業費補助金		2025年4月1日～2025年12月26日	生産性向上・衛生管理向上：300万円 輸出等環境整備：100万円 商品改良・改良：100万円(※) ※商品開発のうちグリーン化の取組は最大200万円	1/2以内または1/3以内（※） ※生産性向上（機器整備費）のデジタル化及びグリーン化の取組以外	県内に所在する食品関連事業の中小企業等	○事業区分 (1)生産性向上事業 製造工程の省力化、効率化及び在庫管理・品質管理体制の強化等により生産管理の高度化を推進していくことで要する各種機器（生産性向上を図るために一体的に整備するソフトウェア等購入経費を含む） (2)衛生管理向上事業 HACCPに関する国際衛生基準の認証、米国食品安全強化法（FSMA）に準拠するための必要経費の負担及び施設改修工事、国際衛生基準認証取得や米国食品安全強化法（FSMA）への対応に係るコンサルティング事業 (3)輸出環境整備事業 海外への輸出やインバウンドへの対応を推進していく上で必要となるハラル認証及びコーデック認証取得に係るコンサルティング、審査及び認証に係る事業 (4)商品開発事業 商品開発において、必要となる専門家アドバイス、実証成分分析、パッケージの開発及び販促物の製作等の事業 (5)商品改良事業 商品開発において、必要となる専門家アドバイス、実証成分分析及パッケージの改良等の事業	この補助金は、県内の食品関連事業の事業者等が未定案の場合は事業化プランに基づき生産性及び衛生管理向上、輸出やインバウンドへの対応に向けた環境整備、商品開発・改良の取組において必要となる経費の一部を助成することにより、地産地消に対する貢献を後押しし、本県経済の一層の飛躍を図ることを目的としています。	交付決定日～2026年2月28日	https://www.pref.kochi.jp/daidou/202505150004/	〇問合せ先：高知県 産業振興推進部 地産地消・外商課					
85		○	○			生産性向上	福岡県	令和7年度 福岡県中小企業生産性向上・賃上げ緊急支援補助金		2025年3月4日(火)～2025年6月16日(月) 12時	大規模支援：1,300万円 小規模支援：200万円	2/3以内	○県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業等 ○福岡県中小企業生産性向上支援センターの生産性アドバイザーによる支援を受けている。	○福岡県中小企業生産性向上支援センターで作成した「生産性向上支援計画」に位置づけられている事業が対象 ○従業員が利用している場合、補助事業終了時点で、事業場内最低賃金を30円以上引き上げること ○補助事業と同一内容の事業について、国又は他の公的機関から過去に補助金の交付を受けている又は将来補助金の交付を受けることが確定していることは対象外です。	本補助金は、福岡県の中小企業等が省エネルギーによる生産性を向上させ、賃上げを行うために、県が設置する「福岡県中小企業生産性向上支援センター」による支援を受けている企業を対象とした補助金です。 福岡県中小企業生産性向上支援センターに申込み、その支援を受けている福岡県内の中小企業等が行う、省エネルギー又は省エネ化に資する設備投資等による生産性を向上させ賃上げを行う取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、県内中小企業の競争力を向上させ、もって地域産業の基盤強化を図ることを目的としています。	交付決定日から2026年2月27日まで	https://www.pref.fukuoka.jp/contents/seisakuchiryoku/kyosei/kyosei.html	〇問合せ先：福岡県 商工部 中小企業技術振興課 技術支援係 ○福岡県中小企業生産性向上支援センターへの生産性向上支援申し込みは随時受付					
86		○	○			生産性向上	福岡県	中小企業経営革新・賃上げ緊急支援補助金（第1回）		2025年3月17日(月)～2025年4月14日(月)	100万円	2/3以内	県内に本店を置く中小企業等	○要件 1)令和6年6月21日以降に福岡県から経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けていること。 2)補助対象期間最終月の12か月前から補助事業終了時まで、事業場内最低賃金を時間給換算で30円以上引き上げること。 ※上記以外の要件については、交付要領を参照。	持続的な賃上げに取り組むため、経営革新計画の承認を受けて、経営革新計画の実現に向けて取り組む福岡県内の中小企業者の方を対象に、経営革新計画に基づく事業に必要な経費の一部について補助します。	交付決定日から2025年9月31日まで	https://www.hokkaido-fukushima.or.jp/chinpage/daidou.html	〇問合せ先： 公財）福岡県中小企業振興センター					
87	○	○	○			生産性向上	佐賀県	令和7年度 さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業（生産性改善・高度化補助金）		2025年4月1日(火)～2025年5月23日(金)17時	500万円	2/3以内	中小企業者であつて、佐賀県において補助事業を行うことができる工場等の事業所を有するものづくり事業者（みなし大企業は対象外）	○同一内容の事業（申請した内部（経費））に関して、国、県、市町村、他の団体等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）の採択を受けた事業は補助対象外です。	佐賀県においてもものづくり産業に属する中小企業者が行うDX又はGXの実現に向けた取組であつて、生産性改善・高度化を促進する事業に支援することを目的としています。	交付決定日から2026年2月15日まで	https://www.chikagaga.co.jp/news/000177.php	〇問合せ先： 公財）佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター ものづくり振興課					
88	○	○	○			新商品開発	佐賀県	令和7年度 さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業（新技術・新製品開発補助金）		2025年4月1日(火)～2025年5月12日(月)17時	1,000万円	2/3以内	中小企業であつて、県内ににおいて研究開発を行うことができる工場等の事業所を有し、製造業を営む者	○以下は補助事業の対象とならない事項。 ・生産・販売等の企画立案を目的とみなされるもの ・技術的な開発費以外のもの ・技術的な解決方法がそのものの全部又は大部分を外注又は委託するもの ・申請者自身の企画・開発とみなされないもの ・研究開発が特定の顧客（法人・個人）向けに汎用性のないとみなされるもの ・同一テーマ又は類似テーマの研究開発について、国、県、市町村、他の団体等が実施する他の助成制度（補助金・委託費等）の採択を受けた事業	さが「きらめく」ものづくり産業創生応援事業新技術・新製品開発補助金は、佐賀県においてもものづくり産業に属する中小企業者が行う研究開発において、DX、GXの実現に向けた新技術・新製品の開発や基盤技術の高度化に貢献する取組を中心に支援いたします。	交付決定日から2026年1月31日まで	https://www.chikagaga.co.jp/news/000177.php	〇問合せ先： 公財）佐賀県産業振興機構 佐賀県産業イノベーションセンター ものづくり振興課					
89	○					生産設備の省エネ化	佐賀県	佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ設備投資促進補助金		2025年3月14日(金)～2025年4月14日(月)	1,000万円	1/2以内	佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者	○申請要件 応募申請にあたり、以下の点に留意してください。 (1)本事業は、県内中小企業を対象に脱炭素経営のロールモデルを提出し、その取組内容や効果を広く周知することを趣旨としたものです。つまりしては、事業終了後2年間、脱炭素効果の排出量を測定、報告していただく必要があります。 (2)県内企業に着目していただく必要があり、補助事業内容を県が作成する脱炭素経営ガイドブックやホームページ等に掲載させていただく予定です。 ○補助対象 「佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ」に基づき、補助金の交付を受けず事業者は、県内の事業者を積極的に連携することとされています。県外の事業者からの応募は、当該事業者に電圧契約に関する行為を行う前までに当該等価で定める開示義務を提出しなければなりません。	本事業は、県内中小企業を対象に、脱炭素効果の排出削減に資する設備投資に要する経費の一部を補助して脱炭素経営のロールモデルを提出するとともに、その取組内容や効果を広く周知すること、県内企業の脱炭素経営を促進し、産業競争力の強化に繋がることを目的とする。	交付決定の日から2026年3月10日まで	https://www.pref.saga.co.jp/news/00011235/index.html	〇問合せ先： 佐賀県産業労働部 産業グリーン化推進グループ					

